

兵庫信用金庫の現況 2016



# Disclosure 2016

兵庫信用金庫の現況



<http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>



# 地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 園田和彦



## ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2016」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫がさらに皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いです。

さて、平成27年度のわが国経済を振り返りますと、第2次安倍内閣が目指すところの「景気の好循環」（企業収益拡大⇒所得増加⇒消費支出増加⇒企業収益拡大）は、3本の矢といわれる「金融緩和」「積極財政」「成長戦略」による経済政策、特に日本銀行の異次元緩和を中心とした「金融緩和」の効果により、円安、株価上昇を実現させ、輸出企業を中心とした企業収益の拡大と一定程度の賃上げをもたらしたことで、緩やかな回復局面にあるとの基調判断ではありました。

しかしながら、年度後半のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）基本合意と言う成果は有ったものの、民間投資を喚起するはずであった「成長戦略」に欠かせない大胆な規制緩和等の抜本的な構造改革にまで踏み込めなかったことから、民間設備投資が低調に推移、同時に中国経済をはじめ、新興国経済の減速に伴う鉱工業生産と輸出部門の落ち込み等の影響により、四半期毎のGDP（実質国内総生産）がマイナス成長となった期もあり、実質的には一進一退の経済状況で、成長率が年度を通して

0.4%程度とOECD（経済協力開発機構）加盟国中最下位の水準でありました。

特に平成28年初頭からは、中国経済の減速、原油価格の下落による産油国経済の不振及び新興国経済への不透明感が漂い、それらを受けてFRB（米国連邦準備理事会）が、資金流出による新興国経済への影響懸念や自国の経済動向を勘案し、昨年12月に続く米国金利の利上げに慎重な判断をしたことから、急速な円高の進行と株価下落がもたらされ、輸出企業を中心とした企業業績の先行きに不安も見え隠れしております。

加えて、円高と供給過剰による原油安を背景に物価の上昇は伸び悩み、企業や個人にデフレ心理が尚強く働いていることから、各々の投資活動と消費活動にも影響を与え、日本銀行は目標とする2%の物価上昇率の達成時期を先送りせざるを得なくなりました。

こうした中、日本銀行は、金融機関が日本銀行に預けているお金を市中に流すことで、貸出金利の低下を促し、設備投資や住宅投資への貸出の増加を図りつつ、景気を刺激し、活性化させようと平成28年1月29日の金融政策決定会合において、わが国史上初めて「マイナス金利政策」の導入を決定いたしました。しかしながら、未だその効果が見通せず、冒頭に申し上げました「景気の好循環」が危ぶまれる状況にあると言えるのではないかと考えております。

また、我々地域金融機関を取り巻く環境も、引続き厳しいものがあり、市場金利の低下による一段の貸出金利回りの低下、企業設備投資の伸び悩み、中長期的には、顧

客となる人口や事業所数の減少等、克服すべき課題が山積しております。

このような環境の下、当金庫は、営業基盤の強化確立、経営合理化等に積極的な取り組みを行い、金庫の体力を強化していくことで、大きな使命である地域経済の発展に寄与し、皆様のお役に立てる信用金庫を目指して金庫経営を進めて参りました。

更に、営業地域との「絆」を第一に考え、先行きに不安や後継者問題等の様々な問題を抱えておられる企業や個人のお取引先の発展と成長をしっかりとサポートすること、そして、地域経済の発展と成長に向けた取り組みをより積極的に行い、お取引先の皆様と地域の「繋ぎ役」として、コンサルティング機能の充実、資金需要のある先や成長産業への積極的な資金供給等、金融サービスのより一層の充実に努めて参りました。

以上のような状況下で、役職員一致団結して営業活動を展開した結果、平成27年度の主な業績は、次のようなものとなりました。

預金の期末残高については、前期比106億円増加の6,551億円、貸出金の期末残高については、前期比15億円増加の3,089億円となりました。

収益面においては、資金運用収益が貸出金利回りの低下を要因として前年度から減少しましたが、保有有価証券の的確な運用と与信管理の徹底による貸出金償却負担の減少や経費支出の抑制に努めた結果、経常利益においては、2,132百万円、当期純利益においては、1,951百万円を計上することが出来ました。

平成28年度は、第7次中期経営計画の最終年度となりますが、引き続き「揺るぎない経営基盤の確立」「地域一番の顧客満足の提供」「活力・知力ある人材の育成」の3つを大きな基本方針として、地域密着型の営業活動を徹底し、当金庫役職員が一丸となり微力ながらもお取引先の皆様のお役に立てること、そして、皆様がお住まいの地域に大きな貢献が出来るように取り組んで参りたいと考えております。これからも、どうか引続きのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成28年7月

## C O N T E N T S

### 金庫の概要

- 当金庫の概要 ..... 02
- 平成28年度の事業方針 ..... 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 ..... 04

### 経営体制

- 総代・総代会 ..... 06
- 組織・役員一覧 ..... 08

### リスク管理体制

- 内部管理基本方針 ..... 09
- リスク管理体制 ..... 10
- コンプライアンス態勢 ..... 13
- お客様保護態勢 ..... 14

### 地域密着をめざして

- 中小企業の経営支援 ..... 18
- お客様満足度調査の実施報告 ..... 20
- 環境推進・地域貢献活動 ..... 22
- 沿革・トピックス ..... 24

### 営業のご案内

- 営業のご案内 ..... 25
- 手数料一覧 ..... 31

### 資料編（財務内容）

- 開示項目一覧 ..... 34
- 平成27年度の業績 ..... 35
- 財務諸表 ..... 36
- 主な経営指標 ..... 41
- 預金・貸出金 ..... 42
- 有価証券に関する指標 ..... 44
- その他の経営指標 ..... 47
- 子会社等に関する事項 ..... 50
- 自己資本の充実の状況について ..... 54

### 店舗のご案内

- ひょうしんのネットワーク ..... 64



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」をモダンかつハイテクな表現にしています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

# 当金庫の概要

## 経営理念

まこと  
愛と信と和を基に、  
あふるる活力により  
金庫の発展をめざし  
しあわせ  
私たちの幸福とともに  
地域社会に価値ある存在となろう

## ビジョン

本当に地域が望んでいるものは何かを  
お客さまとの“輪”の中から見極め、  
以下の三つの信用金庫を目指し  
「**地域貢献度の高い金融機関**」となります。

- 1 法令を守る信用金庫
- 2 収益力の強い信用金庫
- 3 活気のある信用金庫

## 金庫の概要 平成28年3月31日現在

創 業	昭和6年1月12日	店 舗 数	45カ店
本 店	姫路市北条口三丁目27番地	店外ATM	22カ所
会 員 数	44,034名	役 職 員 数	568名
出 資 金	2,333百万円		



## 当金庫の主要な事業の内容

- 1 預金業務**
  - 預金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金を取り扱いしております。
  - 譲渡性預金  
譲渡可能な預金を取り扱いしております。
- 2 貸出業務**
  - 貸付  
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。
  - 手形の割引  
商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。
- 3 内国為替業務**
  - 振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。
- 4 外国為替業務**
  - 輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱いしております。
- 5 有価証券投資業務**
  - 預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 6 附帯業務**
  - 代理業務
    - ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
    - ②地方公共団体の公金取扱業務
    - ③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
    - ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
    - ⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
    - ⑥信託代理店業務
  - 保護預りおよび貸金庫業務
  - 有価証券の貸付
  - 債務の保証
  - 金の売買
  - 公社債の引受
  - 短期社債等の取得または譲渡
  - 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売
  - 保険商品の窓口販売
  - 電子債権記録業に係る業務  
でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

# 平成28年度の事業方針

## 中期経営計画

当金庫は、平成26年度を開始年度とする期間3カ年の経営計画「第7次中期経営計画 ～10年後、50周年を見据えた土台づくり～」を策定しております。

本計画におきましては、原点である「経営理念」の実現に立ち帰り、ひょうしん発足50周年となる10年後の姿を思い描きつつ、3年間で何を如何に蓄えるかを、全役職員共通の認識としています。

また、「経営理念」に基づき、以下3つの基本方針を策定しています。

### 第7次中期経営計画の概要

名 称	第7次中期経営計画 ～10年後、50周年を見据えた土台づくり～
期 間	自2014年(平成26年)4月1日 至2017年(平成29年)3月31日
基本方針	1. 揺るぎない経営基盤の確立(組織の観点) 2. 地域一番の顧客満足を提供(顧客の観点) 3. 活力・知力ある人材の育成(職員の観点)

## 平成28年度事業計画

平成28年度は、第7次中期経営計画における3つの基本方針に基づき、以下の重点施策に取り組んでまいります。

また、別途策定の「地域密着型金融推進計画(平成26年度～28年度)」において、地域密着型金融の推進・深化に取り組んでまいります。

### 1. 揺るぎない経営基盤の確立

#### 重点施策

営業推進態勢の強化  
営業管理態勢の構築  
預金貸出金の拡大  
余資運用の多様化  
内部管理態勢の強化

### 2. 地域一番の顧客満足を提供

#### 重点施策

地域密着型金融推進態勢の強化  
地域情報の取得と活用  
総合的な高齢者対応  
法令等遵守風土の醸成  
店舗戦略の立案と実行

### 3. 活力・知力ある人材の育成

#### 重点施策

研修態勢、手法の進化  
若手職員の育成  
目利き能力の強化  
女性職員の戦力化  
人事管理態勢の強化

## 地域密着型金融推進計画(平成26年度～28年度)

# 兵庫信用金庫と地域社会

## ひろげましょう 心と心のおつきあい

### ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをする事で、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は平成28年3月末現在

#### お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 655,182百万円

#### お客様 / 会員

会員数：44,034名

出資金：2,333百万円

出資金

預金  
積金

#### 今期の決算について

揺るぎない経営基盤の確立を経営課題に掲げ、本部・営業店が一体となって営業推進に努めた結果、預金は前年比106億円の増加、貸出金は前年比15億円の増加となりました。

一方、貸出金利回りの低下による貸出金利息減少や、市場金利の低下を背景とした有価証券利息配当金減少の中、経費削減及び不良債権処理費用の減少に努めた結果、当期純利益は19億円を計上し、良好な水準を維持しております。

#### 地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等と業務提携を行ない、融資商品の拡充に努めてまいります。

当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 308,900百万円  
 ■預金積金に占める貸出金の割合…47.14%  
 ■貸出金残高の内訳  
 事業性資金…………… 198,624百万円  
 個人向け資金…………… 79,546百万円  
 地方公共団体向け資金… 30,729百万円

#### 取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、事業承継及び海外展開に向けた課題まで、お取引先の相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。営業店ごとに定例の経営相談会を順次開催するほか、ご要望があればご相談のための訪問も実施しております。

また、住宅ローンなどの各種ローンのご相談にお応えするため、「御幸通りローンプラザ」は土、日、祝日（共に9:00～17:00）も営業致しております。

ひょうしん

店舗数：45カ店  
 役職員数：568名

貸出金

支援  
サービス

#### 貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期末比62億円増加して1,711億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、26.1%です。

■余資運用残高……………363,570百万円

※余資とは、預け金、金融機関貸付金、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

# 総代・総代会

## 総代会制度について

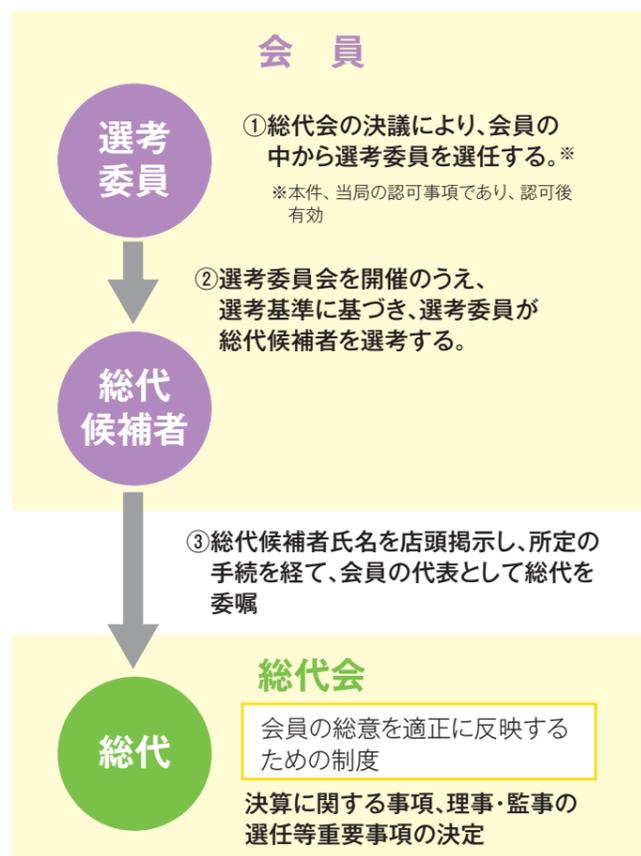
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



## 総代とその選任方法

### 1 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
  - 総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。
- なお、平成28年6月末現在の総代数は130人で、会員数は44,066人です。

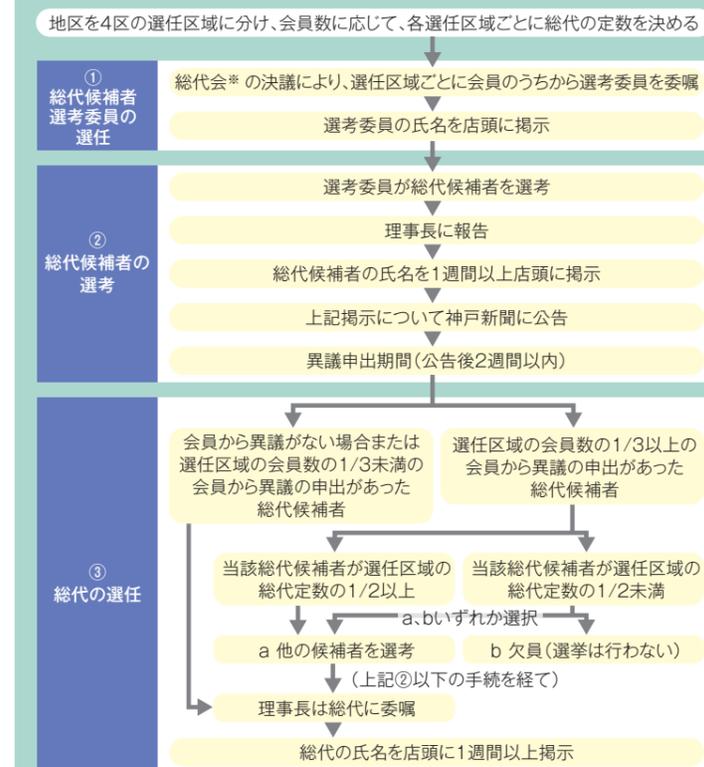
### 2 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。\*
  - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
  - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。
- \*本件、当局の認可事項であり、認可後有効

### 総代候補者選考基準

①資格要件	●当金庫の会員であること
②適格要件	●人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ●金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ●80歳未満の方 ●その他総代選考委員会が適格と認めた方

## 【総代が選任されるまでの手続について】



\*本件、当局の認可事項であり、認可後有効

## 総代の氏名 (平成28年6月30日現在) \*氏名の後の数字は総代への就任回数

<b>第1地区</b> 姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡 (53人)	朝生大吉① 阿比野剛⑥ 板倉良次⑩ 井上清⑧ 今村純一⑧ 大西健一⑨ 岡田兼明⑥ 小河智② 加藤勝洋③ 金城裕満② 神崎文一郎③ 間鍋延一① 喜多村隆博⑥ 木津真人③ 栗田茂⑧ 黒田昭男③ 合田博② 佐和吉敬⑧ 澤田脩一⑥ 重岡良則③ 諏訪芳一⑨ 織川恵司⑧ 高島真一郎⑧ 田染秀二② 立花充⑤ 田寺康啓⑫ 田中康則⑧ 茶畑真一⑩ 利安武⑧ 永井敬裕⑩ 中尾泰三② 永岡準司⑤ 延澤忠行④ 濱田秀明② 濱本博司⑤ 早瀬竜太郎⑥ 平野勝也⑥ 福山一郎③ 藤木浩一⑥ 藤塚紳也③ 藤橋拓志⑥ 帽田泰輔② 本田明良⑤ 本田真一郎② 前田義文⑭ 松原康浩① 三木雅博④ 水本雅史⑨ 村角伸一⑦ 矢野善人⑤ 山野俊二⑧ 横田昌彦① 横野修三⑤
<b>第2地区</b> 赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡 (17人)	天野隆裕⑧ 大木善夫⑨ 小河清之② 司波尚俊⑥ 重田博雄② 関孝行⑧ 竹原秀郎⑥ 谷本学⑨ 塚崎純② 寺田祐三⑧ 西田欣泰① 前田哲児⑥ 松井勝彦② 湊信秀① 目木敏彦⑥ 湯浅松樹③ 横山弘介⑨
<b>第3地区</b> 高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡 (10人)	伊藤勝之⑤ 太田久之① 大西俊二⑤ 籠谷啓一⑥ 助永嘉伸② 仲上常幸⑥ 濱中幹雄④ 林藤雄① 圓山善輝⑥ 横山喜幸④
<b>第4地区</b> 明石市、三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市 (50人)	荒巻順一⑨ 安藤文久③ 石坪浩一③ 石原良樹④ 岩佐貢② 上田耕司⑦ 榎修滋⑥ 大橋博⑪ 大道守③ 岡澤和俊⑤ 岡田和代⑥ 奥田一弥⑦ 奥田憲二① 乙守典厚⑭ 小野純夫⑦ 小野成伍⑦ 春日秀樹⑭ 河野賢三⑦ 木村康次郎④ 小口壽一④ 助川征⑩ 鈴木祐一② 須藤明彦① 角南忠昭⑫ 武井宏之③ 竹森莞爾⑥ 塚本哲夫⑧ 道満雅彦⑦ 富永彰良⑦ 中内仁⑤ 中野宏一郎③ 橋本和典② 平岡謙二① 藤秀満⑪ 藤井栄蔵⑦ 藤田勉⑥ 藤田幸男⑪ 藤本雅也④ 前田靖文⑪ 丸山恵右⑧ 水垣宏隆⑥ 南修理③ 本谷兼三⑫ 安井和樹⑦ 安田義雄⑧ 山口元④ 尤昭福⑥ 吉谷博光① 米田利勝⑭ 脇坂安知④

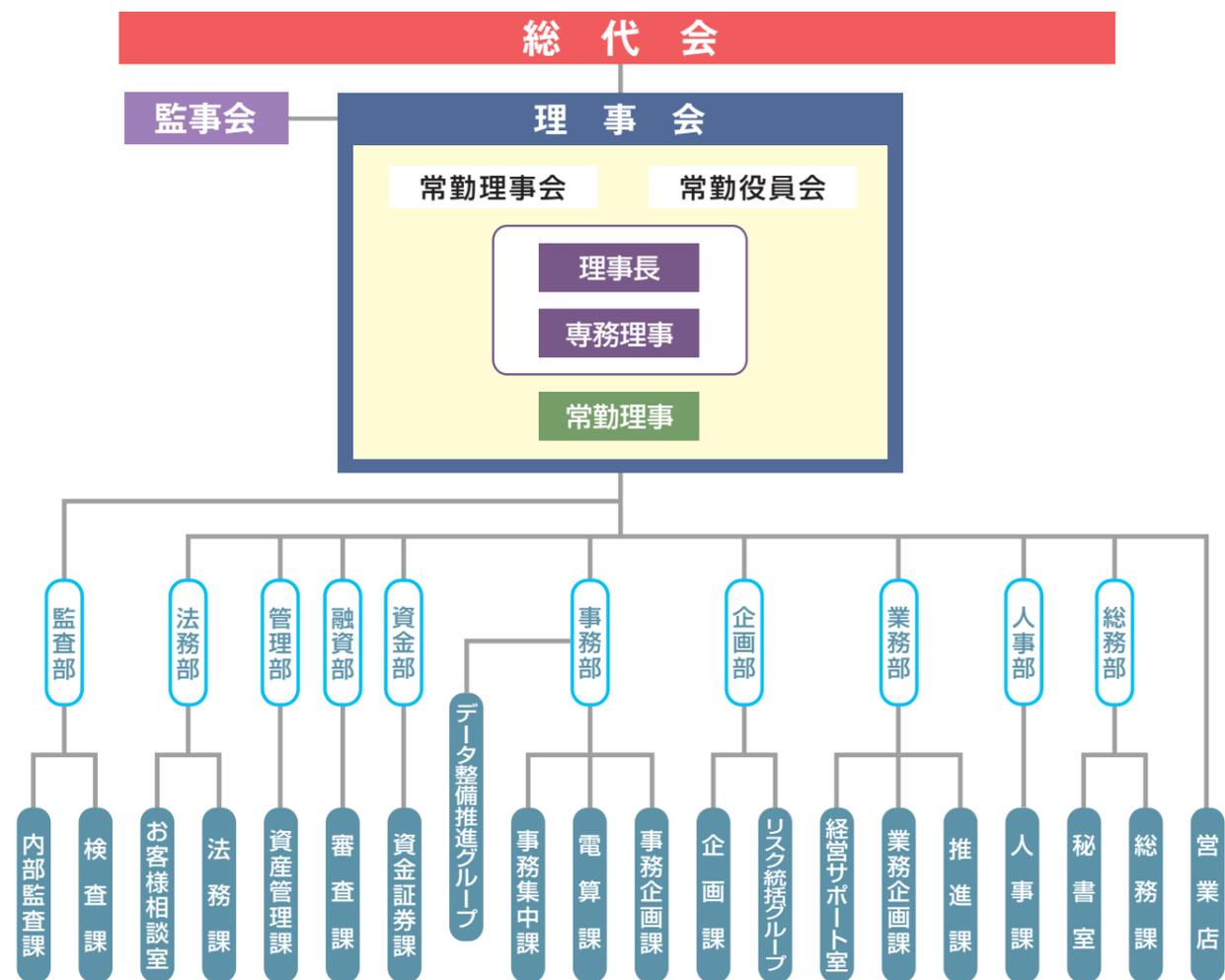
以上130人 50音順(敬称略)

## 総代の属性別構成比

- 職業別/法人役員127人(97.7%)、個人事業主3人(2.3%)
- 年代別/70代以上45人(34.6%)、60代48人(36.9%)、50代28人(21.5%)、40代9人(6.9%)
- 業種別/製造業42人(32.3%)、卸・小売業29人(22.3%)、建設業28人(21.5%)、サービス業10人(7.7%)、不動産業7人(5.4%)、その他14人(10.8%)

\*法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

# 組織・役員一覧



## 役員

理事長(代表理事)	園田和彦	非常勤理事	澤田恒(※1)
専務理事(代表理事)	清瀬省吾	非常勤理事	新尚一(※1)
専務理事(代表理事)	村上輝己	常勤監事	河野真
常勤理事	井上和明	非常勤監事	野澤太一郎
常勤理事	垣内良基	非常勤監事	橘和良(※2)
常勤理事	益尾匡則		

※1 職員外理事です。  
※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 執行役員

執行役員	生島正章	執行役員	所招生
執行役員	井塚勝		

## 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

(平成28年6月末現在)

# 内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性及び適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性及び適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

## 内部管理基本方針

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。
- 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。
- 監査部門は、内部管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

- 子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。
- 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。
  - 子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。
- 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。
  - 監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
  - 当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

### 2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- 当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- 各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の効率的かつ相互牽制機能を確認する。
- リスク管理主担当部門はリスクの状況を定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。
- 監査部門は、リスク管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改定される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準(コンティンジェンシープラン)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

### 4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および付議基準)」および「常勤理事会規定(および付議事項)」に定める。
- 理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

### 5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
  - 子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
  - 当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
  - 内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
- 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - 子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

### 6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置することができる。

### 7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

### 8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- 当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

### 9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
  - 当金庫の理事は次に定める事項について、事認議後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
    - 理事会及び常勤理事会で決議された事項
    - 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - 経営状況に関する重要な事項
    - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - 重大な法令、定款違反
    - 公益通報の状況及び内容
    - その他コンプライアンス上重要な事項
  - 職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
  - 当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
  - 子法人等の役員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあつては、法務課・人事課は監事への報告を行う。
  - 当金庫の監事は、子法人等の役員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。
  - 当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

### 10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

### 11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### 12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 当金庫の監事は、理事会また常勤監事に代つては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。
- 当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

# リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。

## リスク管理の体制図



## リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

## 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク(VaR)を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、パーゼルIIにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組んでいます。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

### 信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

## 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

### バックテスト

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテストを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

### ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス事象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

# コンプライアンス態勢

## コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取り組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務部」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

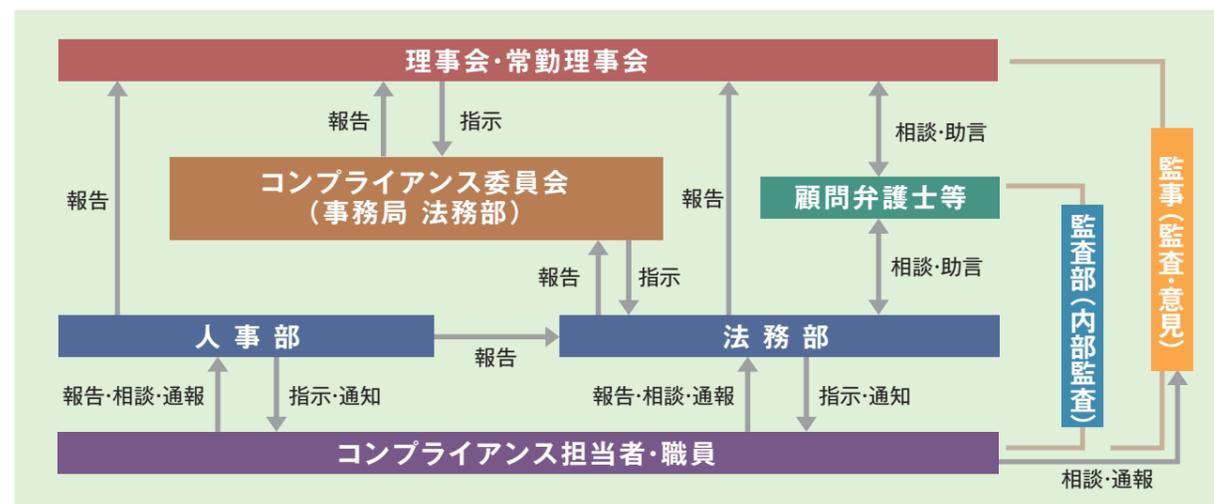
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各本店での勉強会を定期的実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んで参ります。

### 《コンプライアンス組織体制図》



## 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

(「コンプライアンス・ポリシー」より)

## 金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、当金庫のオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

### 事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨検検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生時の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めています。

### 法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

### 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

### 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

### 風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めてまいります。

# お客様保護態勢

## 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となる」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

制定日 平成17年 4月 1日  
 改定日 平成27年10月 5日  
 兵庫信用金庫  
 理事長 園田和彦

### 個人情報保護方針

- 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 当金庫は、個人情報等の取得・利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い(目的外利用)はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
- 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
- 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
- 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

### 個人情報等の取扱い

#### 1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

#### 2. 個人情報等の取得・利用について

##### (1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
  - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
  - ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
  - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
  - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

##### (2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示及び提供することはありません。

#### A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

- (利用目的)
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
  - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
  - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
  - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
  - ⑦他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
  - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
  - ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### (法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
  - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

#### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは下記のお問合せ先までお申出下さい。

#### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよういたします。

#### 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人(又は正当な代理人)であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、利用目的の通知、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去及び第三者への提供の停止のご要望があった場合には、必要な調査を行ったうえで遅滞なく応じます。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

#### 5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

#### 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

#### 7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

**【個人情報保護管理責任者】 兵庫信用金庫 法務部担当理事**  
**【個人情報等に関する相談窓口】 兵庫信用金庫 法務部**  
 フリーダイヤル:0120-685-123(受付時間 平日 8:45~17:00)  
 Eメール: hougubu@hyoshin.jp

## 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
2. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
3. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運用管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運用管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運用管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。

## 「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として法務部内に「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口3丁目27番地
	フリーダイヤル	 受付時間 / 平日 9:00~17:00
	受付媒体	電話、文書、面談、Eメール(hougubu@hyoshin.jp)

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受 付 日 時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談

- ⑤ 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

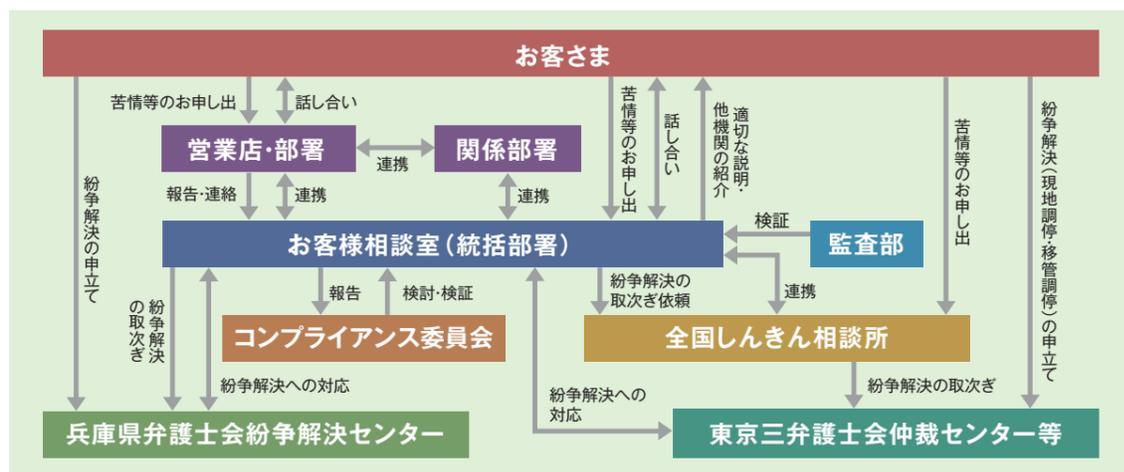
名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 13階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月~金(祝日、お盆、年末年始除く) 9:00~17:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

※上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

### 6 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんぎん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



### 振り込め詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺救済法」)が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

### 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客様からの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましては、右記の相談窓口をご利用ください。

#### 「振り込め詐欺救済法」に関するお問い合わせ窓口

フリーダイヤル  
0120-685-123  
受付時間/平日 9:00~17:00

振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

●預金保険機構のホームページ  
URL: <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

#### 貸付条件の変更等に関する苦情相談お問い合わせ窓口

フリーダイヤル  
0120-685-123  
受付時間/平日 9:00~17:00

### 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意ください。



#### 被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
- ② 当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
- ③ お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

#### お客様の重大な過失となりうる場合

- ① 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- ② 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ③ 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- ④ その他 ①～③ までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合  
※病気が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせてうっかりキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

#### お客様の過失となりうる場合

- ① 次の【1】または【2】に該当する場合
  - 【1】 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
  - 【2】 暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- ② ①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
  - 【1】 暗証番号の管理
    - ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
    - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用している暗証番号としても使用していた場合
  - 【2】 キャッシュカードの管理
    - ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
    - イ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- ③ その他 ①、② の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

#### 盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ① 被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合
- ② お客様のご親族様などによる引出しの場合
- ③ 被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合
- ④ 戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

# 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」を目指し、平成26年4月から3年間の「地域密着型金融推進計画（平成26年度～平成28年度）」を策定し、その達成に向けて日々活動を続けてまいりました。このたび、平成27年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/hyoshin）において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取組んでまいります。

## 主な取組み

- ①本部に経営支援業務を専門的に行う人材を配置し、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取組みました。
- ②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。
- ③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取組み、取引先14件の申請を取次ぎました。
- ④経営相談会を24カ店で実施しました。
- ⑤経営改善支援先を36先選定し、経営改善支援に取組みました。

### 経営革新等支援認定機関について

当金庫は、24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

\* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3（上限200万円）まで、「経営改善支援センター」が支援します。

\* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

### ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

### 経営相談会について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を実現するために経営相談会を開催しております。（詳しくは25ページ「ひょうご経営相談業務」をご覧ください。）

## 経営改善支援等の取組み実績

（27年4月～28年3月）

	期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数				経営改善 支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	a	β	γ			
正常先	①	2,933	0	0	0	—	—	—
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	1,282	29	0	23	2.3%	0.0%
	うち要管理先	③	19	0	0	0	—	—
破綻懸念先	④	298	7	0	7	2.3%	0.0%	85.7%
実質破綻先	⑤	138	0	0	0	—	—	—
破綻先	⑥	23	0	0	0	—	—	—
小計（②～⑥の計）		1,760	36	0	30	2.0%	0.0%	91.7%
合計		4,693	36	0	30	0.8%	0.0%	91.7%

（注）「再生計画を策定した先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

## 創業・新事業支援融資実績

（27年4月～28年3月）

	件数	金額（単位：百万円）
創業・新事業支援融資実績	38	181

## 中小企業再生支援協議会等の活用実績

（27年4月～28年3月 当金庫持込み分）

	（単位：先数）	
	事前相談 期中支援相談	二次対応 経営サポート会議
中小企業再生支援協議会・経営サポート会議活用実績	7	6

## 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み状況

（27年4月～28年3月）

	件数	金額（単位：百万円）
技術評価制度利用融資	21	640
動産・債権譲渡担保融資	28	1,512
財務制限条項活用融資	38	3,540

## 地域金融の金融円滑化に向けた対応

ひょうごは、地域への安定的な資金供給を通して、地域経済の発展に寄与するため、金融円滑化に対する態勢を整備しております。

## 中小企業金融円滑化法期限到来以後の方針

当金庫では、地域金融機関として、中小企業金融円滑化法の施行以前より、地域の中小企業および個人のお客様を対象に金融の円滑化に取り組んでまいりました。同法は終了致しましたが、その精神は恒久的なものであり、当金庫では従来と変わることなく、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。又、それぞれのお客様が抱える問題・課題を十分に把握・検証した上で、その解決に向け、十分な時間をかけて、きめ細かな対応を実施するように努めてまいります。

## 金融円滑化に関する基本方針並びに体制の概要

### 第1 借入条件の変更等の実施に関する方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

### 第2 借入条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

#### （1）金融円滑化管理規定における金融円滑化管理体制

当金庫は、地域金融の円滑化に資するため、「金融円滑化管理規定」を制定し、金融円滑化管理に関する組織体制、及び役割を以下の通り定めております。

- ・ 理事会は、金融円滑化管理に係る最終責任機関として、「金融円滑化管理方針」を定め、組織全体に周知を図ります。
- ・ 常勤理事会は、「金融円滑化管理方針」に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図ります。

#### （2）金融円滑化統括責任者、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部において、金融円滑化統括責任者ならびに、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者を配置し、金融円滑化に関する各事項の任にあつております。

- ・ 金融円滑化統括責任者は、融資部担当理事がその任にあたり、金融円滑化管理全般を統括、管理します。
- ・ 金融円滑化管理責任者は、融資部長がその任にあたり、金融円滑化に係る適切な管理を確保する態勢の整備・確立に努めます。
- ・ 金融円滑化管理担当者は、審査課長および経営サポート室長がその任にあたり、金融円滑化管理の適切な実施に向けて、金融円滑化に係る営業店の啓蒙、実施状況の記録・報告のほか、改善計画の策定指導、計画の進捗管理などを行います。

#### （3）金融円滑化営業店責任者、金融円滑化営業店担当者

「金融円滑化管理規定」では、営業店において、金融円滑化営業店責任者と金融円滑化営業店担当者を配置します。

- ・ 金融円滑化営業店責任者は、営業店長がその任にあたり、金融円滑化の情報収集等、適切な顧客対応の指導監督に努めます。
- ・ 金融円滑化営業店担当者は、融資担当役員がその任にあたり、金融円滑化に係る窓口対応と記録・報告に努めます。

### 第3 借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

#### （1）金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部に、金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者を配置し、金融円滑化に係るお客様からの苦情相談に対し適切な対応を図ることとしております。

- ・ 金融円滑化苦情相談責任者は、法務部長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談への適切な対応の検証と報告を行います。
- ・ 金融円滑化苦情相談担当者は、お客様相談室長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談の適切な受付と報告を行います。

#### （2）金融円滑化に係る苦情相談専用回線

金融円滑化に関する受付用に専用のフリーダイヤル電話回線を設置し、「地域金融円滑化のための基本方針」に記載して店頭で開示しております。

### 第4 借入条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制

#### （1）経営サポート室による支援

当金庫では、お客様の事業に関する改善または再生のための支援につきましては、本部担当部署である経営サポート室にて対応しております。「金融円滑化管理規定」では、金融円滑化管理担当者の役割に、改善計画の策定支援および事後管理を定め、営業店と連携してお客様の支援に努めることとしております。

#### （2）経営相談会の開催

当金庫では、従来から、地域の事業者さまを対象とした経営相談会を開催しております。営業店において順次開催する定例相談会のほか、お客様の依頼により個別に訪問する機会も設けております。

以上

平成22年1月20日

## 地域金融円滑化のための基本方針

兵庫信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定的な資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役員を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室（フリーダイヤル）

0120-685-123

取扱時間 平日 9:00～17:00

# 第11回お客様満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

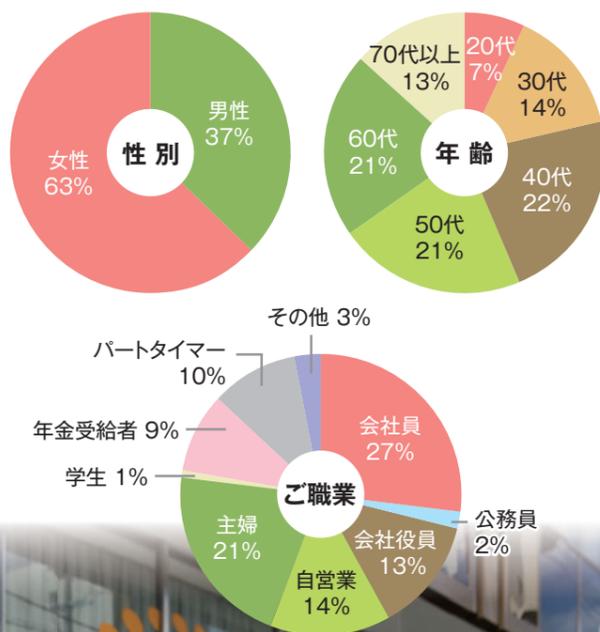
過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力頂きました「お客様満足度調査」の結果につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客さまに愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

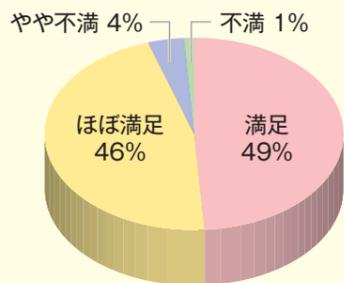
## ■アンケート実施内容

- ①実施日 平成28年2月15日～平成28年2月29日
- ②対象者 アンケート数 2,500先  
回答数 2,479先(回答率 99.16%)  
(会員のお客様 1,005先)  
(一般のお客様 1,474先)
- ③調査方法 店頭および渉外係持参による調査を実施

## ■回答者の属性

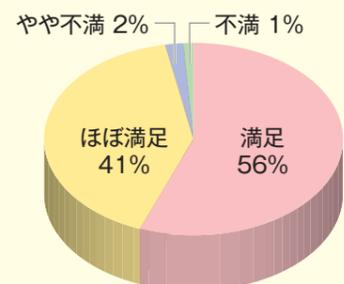


### Q1 店舗は清潔で明るいですか



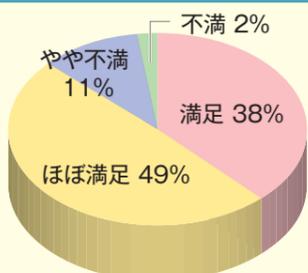
「満足」「ほぼ満足」で95%のご回答を昨年に続き頂きました。これからもより一層清潔で、明るい店舗作りを努めてまいります。

### Q2 窓口係や電話での対応は親切で言葉遣いは丁寧ですか



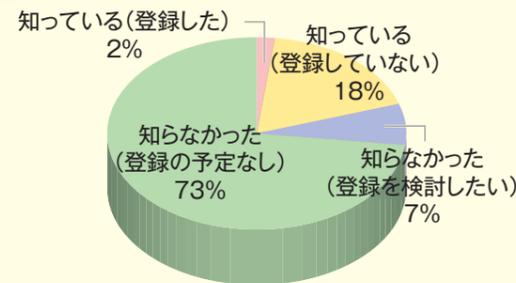
3年連続で97%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答を頂きました。金庫の顔となる窓口、電話対応につきまして、より一層お客さまに満足頂けるよう、引き続きCSの向上に努めてまいります。

### Q3 窓口の待ち時間はいかがですか



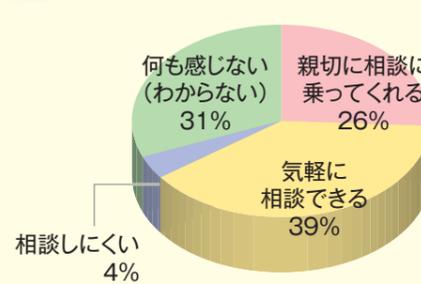
87%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答を頂きましたが、一方で13%のお客さまから「不満」「やや不満」のご回答もありました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、「満足」のご回答をより一層頂けるよう努めてまいります。

### Q4 平成27年8月より「ひょうしんメールマガジン」を配信していますが、ご存知ですか



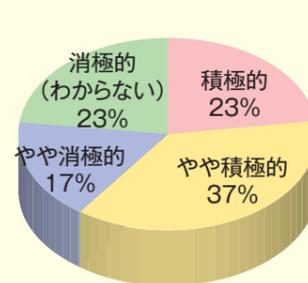
昨年より始めた新しいサービスですが、情報発信ツールとして、お客さまへのサービス向上に繋がるよう、より一層のPRに努め、利用者登録促進を図ってまいります。

### Q5 ご融資の申込や返済条件等のご相談に対する印象はご存知ですか



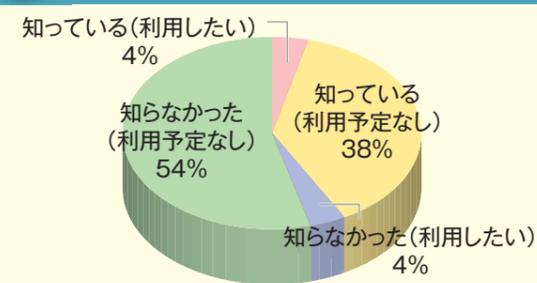
お客さまのご要望、ニーズに対し、十分把握、検証し、最善策をお客さまと考へ、協議しご提案することで、お客さまをご支援できるよう体制整備に努めてまいります。

### Q6 ご融資、各種ローンに対する取組姿勢についてどのように感じていますか



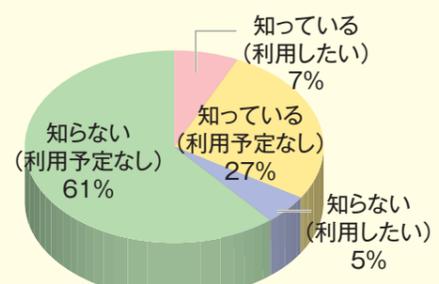
「積極的」「やや積極的」のご回答を60%頂きました。地域のお客さまの多様な資金需要やご期待に応えられるよう、一層積極的に取り組んでまいります。

### Q7 平成28年4月より未成年者を対象とした「未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)」がスタートしますが、ご存知ですか



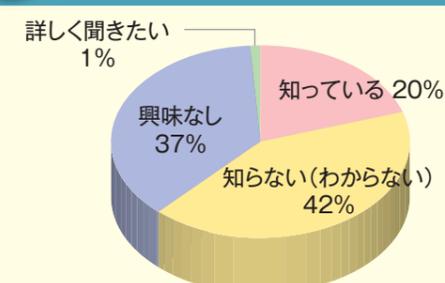
「知っている」が42%、「知らなかった」が58%の結果となりました。平成28年4月スタートの新制度のためPR、商品案内に努め、多様な資産運用ニーズに応えるべく推進を図ってまいります。

### Q8 当金庫のホームページから各種ローンの申込ができることをご存知ですか



「知らない」が66%の結果となりました。より一層PRを図り、お客さまへのサービスの利便性の向上に努めてまいります。

### Q9 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか



「知っている」のご回答を20%いただきましたが、それ以上に「知らない」というご回答が42%あり、地域密着型信用金庫を目指す当庫として今後、積極的にPR・周知に努めてまいります。

アンケート調査の中で、お客さまからの貴重なご意見・ご要望等を多数頂き、誠にありがとうございました。みなさまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客さまにご満足頂ける信用金庫であるように努めてまいります。

# 環境推進・地域貢献活動

## ISO

2000年9月に『ISO14001』を認証取得し、2010年9月には『10年継続賞』を受賞するなど、継続的に環境問題へ取り組んでいます。

また、エコ商品の販売、エコ粗品の提供、『エコマーク認定』を受けた制服を採用するなど、「環境にやさしい信用金庫」を目指して活動を続けています。



JACO登録証



高砂支店 屋上緑化

## 紙のリサイクル

2003年度より本支店から排出される書類、伝票類を利用し古紙リサイクル運動を展開しています。リサイクルされた紙はダンボールやトイレトペーパーに再生され、トイレトペーパーは当金庫の粗品として利用しています。



## 地域イベントへの参加

2016年2月に開催された『世界遺産姫路城マラソン2016』に、当金庫からボランティアスタッフとして50名が参加しました。当日は給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしました。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。



## ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。27期を迎える今年もタレント 麻木久仁子さんをはじめ各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、幅広いテーマでの講演となっています。毎回250名を超える方々が受講されご好評をいただいております。



## 清掃活動

ボランティア活動の一環として、姫路城や須磨海岸の清掃活動に定期的に参加しています。本年6月の「須磨海岸クリーン作戦」には約100名が参加しました。各営業店においても地域の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。



姫路城



須磨海岸

## バリアフリーの推進について

お客様の多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は『認知症サポーター養成講座』を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。



耳マークカード



コミュニケーションボード



歩行誘導ソフトマット



サインガイドヘルパー



筆談器



老眼鏡



助聴器



つえかけ



音声ガイド付ATM



研修風景

## 川上・川下ビジネスネットワーク事業

川上・川下ビジネスネットワーク事業はお取引先の優れたシーズ(技術や製品)を他社のニーズに紹介し、販路開拓を支援するビジネスマッチング事業です。

お客様の多種多様なシーズに対するビジネスマッチングを成功させるため、西日本(九州から近畿まで)の経済産業局や公的な中小企業支援機関と連携し、販路拡大を支援しています。平成27年度は8件の成約に繋がりました。今後もお客様の販路拡大の支援に努めてまいります。



## 知的資産経営レポート作成実践セミナー

事業が存続、発展していく上で、自社固有の強みや特徴(知的資産)を活かしていくことが重要です。「知的資産」は財務諸表にあらわれる資産だけでなく、自社の技術やノウハウはもとより、長年培ってきた経営理念、顧客や地域からの信頼といった「目に見えにくい資産や強み」を経営力・収益力の向上に活かせるものであり、また、円滑な「事業承継」を行っていく上でも重要と言えます。

当金庫では、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、「知的資産経営レポート作成実践セミナー」を開催しました。このセミナーでは、「目に見えない資産や強み」を伝えていくためのポイントなどを説明しながら経営力・収益力の強化につながるよう、経営者と後継者が自社の強みや課題を把握・整理しつつ、新しい取り組みやそれを実行するためのアクションプランを作成しました。本年度についても同セミナーを開催する予定です。



## 100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、集まった募金は高齢者の方々を支援する活動を応援するために活用しています。第7回目は営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いすを24台寄贈し、これまでの寄贈台数は合計179台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。

## 店外ATM開設

2016年3月に店外ATM「ヤマダストアー網干店出張所」を開設しました。

営業時間 平日 9:00~21:00  
土・日・祝日 9:00~19:00



## 沿革・トピックス

## ひょうしんのあゆみ

昭和 6年	1月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9年	6月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24年	6月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26年	1月	神和信用組合設立 (S26.10.20.神和信用金庫に改組)
昭和 39年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 50年	9月	オンラインシステム稼働
昭和 51年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、 印南郡が加古川市に編入され事業地区は 15市7郡となる
昭和 60年	7月	本店営業部、外為業務開始
平成 2年	5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、 16市7郡となる(事務センター完成)
平成 5年	8月	預金量5,000億円達成
平成 6年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成 9年	5月 11月	朝日監査法人と監査契約を締結 インターネット上にホームページ開設 <a href="http://www.shinkin.co.jp/hyoshin">http://www.shinkin.co.jp/hyoshin</a>
平成 11年	3月 6月 11月	郵貯ATMと相互接続開始 投資信託の窓口販売業務開始 宝くじ業務の取扱開始

平成 12年	1月 3月 9月 10月 12月	イメージソング「のじくの花の輪を」制作 デビットカードサービスの開始 ISO14001認証取得 エコカープランの発売 しんきんゼロネットサービスの開始
平成 13年	1月 3月 4月	ロゴマークを一新 スポーツ振興くじ払戻業務開始 火災保険の窓口販売業務の開始
平成 14年	2月 3月 10月	確定拠出年金の取扱開始 関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け 生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15年	9月 12月	新インターネットバンキング取扱開始 法人インターネットバンキング取扱開始
平成 16年	1月 1月 3月 6月 7月 7月 11月	公庫証券化住宅ローン(買取り型)の取扱開始 マルチペイメントネットワーク取扱開始 商工中金との業務提携締結 園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任 中小企業金融公庫との業務提携締結 集金代行サービス取扱開始 無利息型普通預金取扱開始
平成 17年	2月 4月 6月 8月	「資産運用プラン」取扱開始 「個人情報保護法」施行に対応 国民生活金融公庫と業務提携 神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18年	2月 2月 7月 9月 10月	「お客様相談室」の設置 「預金者保護法」施行に対応 信金西日本ソリューションセンター設立 当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資 生体認証機能付ATM(AK-1)導入 ICキャッシュカード取扱開始 中小企業金融公庫CLO参加
平成 19年	7月 7月	新オンラインシステムへ移行 次世代認定マーク取得
平成 21年	10月	「エコカープランII」発売開始
平成 22年	3月 6月	加古川支店新築移転オープン 園田 正和、名誉会長に就任
平成 23年	4月 5月	信金PLUS事業に参画 兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24年	11月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25年	2月 10月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始 兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結

## トピックス【平成27年度】

平成27年	6日	「姫路城大天守平成の大修理完了記念」通帳の取扱開始
4月	20日	ひょうしんフリーローン「グッド」取扱開始
5月	11日	クールビズ全店実施(9月末まで)
5月	15日	「第26期ふれあい大学」開講
6月	17日	スーパー定期預金「ひょうしん夏の定期預金」キャンペーン開始
6月	28日	須磨海岸クリーン作戦(ボランティア活動)に参加
7月	15日	「百円募金(ボランティア)活動」及び寄付金より、 営業エリア内の社会福祉協議会へ車椅子24台を寄贈
10月	1日	「キッズ総合口座通帳」の取扱開始

11月	2日	ウォームビズ全店実施(3月末まで)
11月	19日	スーパー定期預金「ひょうしん年末特別定期預金」 キャンペーン開始
12月	13日	姫路愛城会(清掃ボランティア活動)に参加
平成28年	13日	「キッズ総合口座通帳」限定「キッズ定期預金」の販売開始
1月	15日	「第11回利用者満足度向上に向けたアンケート調査」実施
2月	1日	店外ATM「ヤマダストアー網干店出張所」の開設
3月	7日	スーパー定期預金「春の定期預金」キャンペーン開始

## 営業のご案内

## ひょうしん経営相談業務

ひょうしんは、全店舗において経営相談会の開催や訪問相談を実施し、経営にかかわる各種ご相談を承っております。ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄の店舗または、経営サポート室までお声がけ下さい。

相談内容 **無料**

財務改善	ビジネス マッチング	事業承継	技術開発
海外進出	M&A	創業・新事業	経営 アドバイス

## これまでの実績

平成27年度は24店舗で経営相談会を開催しました。定例相談業務の開催は、平成17年の開始以降、262回を数えており、「財務改善」「事業承継」「ビジネスマッチング」「海外進出」等、各種相談にご利用頂いております。

**お問い合わせ先** 兵庫信用金庫 業務部 経営サポート室  
TEL.079-282-1263  
FAX.079-282-1252

## 相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

## 預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の豊かでゆとりある人生への資産運用のご相談に丁寧にお応えいたします。

## 『資産運用』お客様の資産形成に…

ひょうしんでは投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、がん・医療保険、傷害保険、国債、地方債、外貨預金などの運用商品を各種取り揃えております。

またご相談に関しましても、お客様にあった運用プランをご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡下さい。

## ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店の他、御幸通りローンプラザにおいて行っております。御幸通りローンプラザはお仕事で平日にご来店頂けない皆様への相談窓口として休日相談サービスも受付けておりますので、お気軽にお尋ね下さい。

御幸通り ローンプラザ	土・日・祝日	9:00~17:00
	平日	9:00~19:00

## 『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、ローンプラザの職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用下さい。

## 平成28年度 経営相談会日程

	月	日	開催店
上期	4月	13日	網干支店
		20日	御旅支店
	5月	11日	白浜支店
		18日	相生支店
	6月	15日	広畑支店
		22日	六甲支店
	7月	13日	神戸中央支店
20日		神戸駅前支店	
8月	17日	本店営業部	
	24日	赤穂支店	
9月	7日	姫路中央支店	
	14日	網干駅支店	
下期	10月	12日	飾磨支店
		19日	東灘支店
	11月	9日	上郡支店
		16日	滝の茶屋支店
	12月	7日	東古川支店
		14日	大久保支店
	1月	11日	甲子園支店
18日		城西支店	
2月	15日	加古川支店	
	22日	新長田支店	
3月	15日	野里駅前支店	
	22日	学が丘支店	

## インターネットバンキングサービス

平成28年6月末現在

インターネットに接続可能なパソコン(インターネットバンキングサービス(個人)は携帯端末も利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

## 法人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	法人の方・個人事業者の方		
ご利用対象口座	普通預金・当座預金		
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替	
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替	
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)
	各種照会サービス	8:00~21:00	9:00~19:00
	振込振替サービス(当日振込)	8:00~15:00	ご利用できません
	振込振替サービス(予約振込)	8:00~21:00	9:00~19:00
	ファイル伝送サービス	9:00~16:00	ご利用できません
ご利用端末	●インターネットに接続しているパソコンよりご利用いただけます。 ※ご利用できるOS…詳しくはホームページに掲載しております。 ●Eメールアドレスは必ずご用意ください。		
ご利用できる人数	最大5人まで		
月額基本手数料	オンラインサービス	1,080円	
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,160円	

※上記手数料には8%の消費税が含まれています。

## インターネットバンキングサービス(個人)

ご利用できる方	個人の方		
ご利用対象口座	普通預金		
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。(約3ヵ月)	
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)
	各種照会サービス	8:00~21:00	9:00~19:00
	振込振替サービス(当日振込)	8:00~15:00	ご利用できません
	振込振替サービス(予約振込)	8:00~21:00	9:00~19:00
	ご利用端末	●スマートフォン・NTTドコモ(i-mode)・au(EZweb)・SoftBank(Yahoo!ケータイ)インターネットの利用可能なパソコン ※一部ご利用できない端末がございます。(利用できるブラウザの環境はひょうしんのホームページで確認できます。)	
月額基本手数料	無料		

## 預金業務

預金の種類	内容と特色	預入金額	預入期間	
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上	出し入れ自由
	定期預金		1,000円以上	6ヵ月、1年、2年 3年、4年、5年
普通預金	無利息型普通預金(決済用普通預金)	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
	貯蓄預金	基準残高30万円以上(I型)と10万円以上(II型)があり、残高に応じて普通預金よりも有利な利率が適用されます。金利情勢により利率が同じになる場合もあります。		
当座預金	会社や商店のお取引に“ひょうしん”の小切手、手形をご利用ください。			
納税準備預金	納税資金の計画的積立にご利用ください。非課税です。	1円以上	お引出しは納税時	
通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上	
定期預金	自由金利型定期預金(大口預金)	市場金利を反映した金利が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
	自由金利型定期預金(スーパー定期)	市場金利を反映した金利が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満	最長3年 (据置期間1年)
	積立定期預金	預入期間中、預入金額、預入日が自由に設定できます。	1,000円以上	1年以上
	変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変わる預金です。 3年ものは半年複利(個人の方のみ)ですのでより有利です。	1,000円以上	1年、2年、3年
定期積金(スーパー積金)	まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内	
財形預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	積立期間5年以上
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになります。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。		5年以上 (据置期間6ヵ月以上5年以内)
	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続
外貨預金	外貨普通預金(US\$建・EUR建)	出し入れ自由で便利な預金です。	1セント以上	出し入れ自由
	外貨定期預金(US\$建・EUR建)	法人・個人向けの資金運用商品としての定期預金です。	US\$10,000以上 EUR10,000以上	1週間以上1年以内
	ひょうしん(US\$建) 外貨定期預金(チャンス)	預入金額を小口化して、預入期間も4種類に限定した個人向けの定期預金です。元利金自動継続扱もできます。	US\$1,000以上 100,000未満	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年
	ひょうしんユーロ・オープン 外貨定期預金		EUR1,000以上 100,000未満	

## 融資業務

個人向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利率、②固定金利率と③固定金利選択型があります。固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	35年以内
証券化住宅ローン(フラット35・35S)	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
リフォームローン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヵ月以内
無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
兵信カードローン		300万円以内	2年間(2年毎に契約更新)
きゃっするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円以上800万円以内	2年間(2年毎に契約更新)
しんぎんカードローン		10万円、30万円、50万円、70万円、100万円の5種類	2年間(2年毎に契約更新)
フリーローンモアV	豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	300万円以内	7年以内
フリーローン「グッド」	満20歳以上で完済時76歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご利用ください。	300万円以内	6ヵ月以上7年以内
マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご利用ください。	1,000万円以内	①融資金額500万円以下8年以内+元金据置最長6ヵ月 ②融資金額501万円以上10年以内(元金据置最長6ヵ月含む)
エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内(元金据置6ヵ月以内)
カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内(元金据置6ヵ月以内)
教育ローン(ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内(医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内)	3ヵ月以上10年以内(元金据置は卒業予定月まで)(医学部・薬学部等の6年制大学の場合は3ヵ月以上16年以内)
しんぎん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内(元金据置6ヵ月以内)

事業者向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上1,000万円以内	2年間(2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスサポートローン	ご契約限度額の範囲内で必要な時に必要な金額を即時にご利用いただけます。	100万円以上500万円以内	1年間(1年毎に契約更新)
スモールビジネスローン	個人事業者のお客様の事業資金として、無担保・原則第3者保証人不要でご利用いただけます。	50万円以上500万円以内	5年以内

## 外国為替業務

種類	内容と特色
外貨両替	US\$紙幣の売渡・買取を行っております。また、外貨宅配サービスにて外国通貨(約36通貨)を、ご自宅や職場へお届けするほか、外貨郵送買取サービスもお取り扱いをしています。
海外送金	海外への送金業務を行っています。また海外からの送金を受取ることもできます。
輸出入取引	輸出手形の取立・買取、輸入信用状の発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンス、送金ユーザンスなどのお取り扱いをしています。
貿易投資相談	海外との貿易取引や海外進出などのご相談にも応じます。
外貨預金・外貨貸付	米ドル建・ユーロ建の外貨預金や米ドル建外貨貸付(インバクトローン)のお取り扱いをしています。

## 証券業務

種類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債、兵庫県民債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取り扱いをしています。

## 代理貸付業務

各団体名			
●信金中央金庫	●日本政策金融公庫	●独立行政法人住宅金融支援機構	●独立行政法人福祉医療機構
●独立行政法人中小企業基盤整備機構	●独立行政法人勤労者退職金共済機構		

## 信託代理店業務

三菱UFJ信託銀行との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。信託銀行独自の専門性とノウハウの活用により、信託業務に関するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	内容と特色
公益信託	個人や企業、団体などが信託された財産で、奨学金、社会福祉、学術研究などの公益目的を実現します。
土地信託	お客様の土地を手放すことなく、信託銀行が有効活用に関するプランニングをすることにより、土地の有効活用が図れます。
証券信託(特金・特金外)	投資家(企業)の皆さまから資金をお預かりし、信託銀行が投資家の運用指図に基づき有価証券投資を行います。
金銭債権の信託	お客様(企業)の持っている金銭債権を信託銀行に信託し、その債権の管理・処分などを目的とした信託です。
国民年金基金加入勸奨業務	国民年金基金加入対象者(自営業者等)に対して国民年金基金の説明を行い、同基金への加入申出の取次を行う業務です。

(注)国民年金基金加入勸奨業務以外の信託代理店業務は、本店営業部、神戸中央支店にて取扱いしており、その他の営業店ではお取次ぎいたします。

# 手数料一覧

(平成28年6月末現在)

※下記手数料には8%の消費税が含まれています。

## 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。  
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴	
定額年金	一時払型	加入時に定めた年金額を確実に お受け取りいただけます。	余裕資金の有効活用ができます。
	積立型		計画的に無理なく資産形成ができます。
終身保険	一時払型・平準払型	万一の保障を一生にわたって確保できます。	
がん・医療保険	月払型	病気もケガも一生にわたって保障します。	
学資保険	平準払型	お子さまの進学のと期にあわせて無理なく資産形成ができます。	

## 各種サービス

種類	内容と特徴
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入金明細照会)や資金移動(振込・振替)・一括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
インターネットバンキングサービス(個人)	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォン・携帯端末(i-mode・EZweb・Yahoo!ケータイ)を利用して各種照会等(残高照会・入金明細照会)や振込・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・インターネットバンキングサービス(個人)を利用し、税金や各種料金等の払込が可能です。
電子記録債権サービス(でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落とされます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
しんきん介護サービス費用集金事務サービス	介護サービス費用(自己負担分)の集金を当金庫が介護サービス事業者の皆さまに代わって金融機関での口座振替により集金するサービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などをお預りし、ご指定の口座にご入金いたします。
金のお取扱い	金地金、メイブルーフ金貨の販売・買い取りを行っています。直接お客様にお手渡しする販売方法とさせていただきます。(金地金の買い取りは当金庫販売のみ)

## 為替手数料

種類	当金庫		他行宛				
	同一店宛	本支店宛	電信	文書			
窓口扱い	5万円未満	108円	216円	540円	540円		
	5万円以上	216円	432円	756円	756円		
ATM(現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金キャッシュカード)	5万円未満	108円	108円	432円	—		
	5万円以上	216円	324円	648円	—		
ATM(当金庫キャッシュカード及び通帳)	5万円未満	無料	108円	216円	—		
	5万円以上	無料	216円	432円	—		
総合振込(振込依頼書・MT・FD)	5万円未満	108円	216円	540円	540円		
	5万円以上	216円	432円	756円	756円		
振込	給与・賞与振込(振込依頼書・MT・FD)	・別途、給与振込に関する協定書の締結が必要です ・法人インターネットバンキング及びファームバンキング ご利用のお客様は下記、法人インターネットバンキング 及びファームバンキングと同一料金です	5万円未満	無料	216円	540円	540円
			5万円以上	無料	432円	756円	756円
法人インターネットバンキング ファームバンキング、ホームバンキング	5万円未満	無料	108円	432円	—		
	5万円以上	無料	324円	648円	—		
インターネットバンキング(個人)	5万円未満	無料	108円	216円	—		
	5万円以上	無料	216円	432円	—		
振込じょうず(定額自動振込)	5万円未満	無料	108円	432円	—		
	5万円以上	無料	324円	648円	—		
代金取立	個別取立	営業店取立(至急扱)……(郵便書留料+手数料)		1通につき 864円			
	集中取立	集中課取立(普通扱)……(郵便書留料+手数料)		1通につき 864円			
		店内交換(当金庫店間、及び同一店舗内)		無料			
		特定地域		1通につき 324円~ 864円			
その他	不渡手形・小切手返却料		1通につき 864円				
	取立手形組戻料		1通につき 864円				
	振込・送金の組戻料		1件につき 864円				
	振込じょうず(定額自動振込)取扱		振込の都度 108円				

## 電子記録債権サービス

種類	インターネット扱い	窓口扱い
	1,080円	2,160円

種類	インターネット受付		窓口受付		
	当金庫	他行	当金庫	他行	
発生記録	債務者請求方式	216円	324円	324円	432円
	債権者請求方式	216円	324円	324円	432円
譲渡記録・分割譲渡記録	216円	324円	324円	432円	
でんさい割引	108円	216円	108円	216円	
開示(書面)	特例開示	—	3,240円		
	残高の開示(都度発行方式)	—	4,320円		
	残高の開示(定例発行方式)	—	2,160円		
保証記録	108円	216円			
変更記録	発生記録以外の記録(無)	108円	216円		
	発生記録以外の記録(有)	—	2,160円		
支払等記録	108円	216円			
支払不能情報照会	—	3,240円			
貸倒引当金繰入事由に係る証明書	—	1,620円			

ATM利用手数料										
利用時間帯	取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫のカード	提携都銀・地方銀行のカード	第二地銀・信用組合のカード	信託銀行・系統農協のカード	労働金庫のカード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード	
平日	8:00～8:45	入金	無料		—	—	—	216円	—	
		出金	108円	108円	216円	216円	216円	216円	108円	
		振込								
	8:45～18:00	入金	無料	無料	—	—	—	—	108円	—
		出金	無料	無料	108円	108円	108円	108円	108円	無料
		振込								
	18:00～21:00	入金	無料		—	—	—	—	216円	—
		出金	108円	108円	216円	216円	216円	216円	216円	108円
		振込								
土曜日	9:00～14:00	入金	無料	無料	—	—	—	108円	—	
		出金	無料	無料	108円	108円	108円	108円	無料	
		振込								
	14:00～19:00	入金	無料		—	—	—	—	216円	—
		出金	108円	108円	216円	216円	216円	216円	216円	108円
		振込								
祝日・ 日曜日	9:00～19:00	入金	無料		—	—	—	216円	—	
		出金	108円	108円	216円	216円	216円	216円	108円	
		振込								

その他の手数料					
種類	手数料		種類	手数料	
マル専当座口座開設	1件	3,240円	ファームバンキング(FB)	1ヵ月	1,080円 3,240円
異議申立手続き	1件	3,240円	インターネットバンキング(個人)		無料
自己宛小切手の発行	1枚	540円	法人インターネットバンキング	1ヵ月	1,080円 2,160円
小切手用紙	署名判印刷なし	1冊	夜間金庫利用料	1年	25,920円
	署名判印刷あり	1冊	夜間金庫入金帳	1冊	5,400円
約束手形用紙	署名判印刷なし	1冊	国債口座管理	1年	1,296円
	署名判印刷あり	1冊	金地金売買	売買ごと	5,400円
為替手形用紙	1冊	432円	貸金庫	1年	5,184円～25,920円
マル専当座手形用紙	1枚	432円	株式払込	$\frac{16.20}{10,000} \sim \frac{27.00}{10,000}$	
残高証明書	1部	432円			
取引履歴明細表の発行	1部	432円			
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行	1件	1,080円			
アンサー契約	1ヵ月	540円			

# 資料編

## 財務内容

# 平成27年度の業績

## 平成27年度の運営方針

平成27年度は第7次中期経営計画の中間年度として、同計画の3つの基本方針（揺るぎない経営基盤の確立、地域一番の顧客満足の提供、活力・知力ある人材の育成）に基づき、営業推進態勢の強化、地域密着型金融推進態勢の強化、若手職員の育成等、合計15の重点施策に取り組んでまいりました。

## 平成27年度の経営環境と業績

わが国の景気は、4～6月期及び10～12月期にマイナス成長となるなど、前年度までの緩やかな景気回復局面から、足踏み・横ばい基調に転じています。また、当地においては、生産年齢人口の減少や事業所の減少等、地域が抱える課題もある一方、営業エリア内には、製造業が堅調なエリアや、医療、介護、観光といった有望なビジネスを有したエリアも存在します。

このような環境の中で、本部・営業店が一体となって積極的な推進策を展開した結果、預金残高・貸出金残高は前年比で増加となりました。

## 平成27年度の預金・貸出金・損益の状況

### 預金

お客様の金利嗜好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施し、また「姫路城大天守平成の大修理完了記念定期積金」や「キッズ総合口座通帳」などの新商品を発売した結果、多くのお客様の支持を得て、個人預金を中心に預金・積金残高は106億円増加して6,551億円となりました。

### 貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意し、積極的に対応した結果、貸出金残高は15億円増加して、3,089億円となりました。

### 損益の状況

当期純利益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、市場金利の低下を背景とした有価証券利息配当金の減少が大きく、1,951百万円と前年比で223百万円の減少となりましたが、良好な水準を維持しております。

## 自己資本比率について

自己資本比率(平成28年3月末) **9.47%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち、自己資本比率については、当期純利益1,951百万円を確保し適正な内部留保をおこなった結果、前年比0.47%ポイント上昇しました。なお、上昇は7期連続となりました。

平成28年3月末の自己資本比率は9.47%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

$$\text{自己資本比率の算出方法} >>> \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 } 26,442 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット } 279,138 \text{ 百万円}} \times 100 = 9.47\%$$

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	12,435	11,486	12,066	11,733	11,185
業務純益	3,635	3,485	2,984	2,645	1,847
経常利益	946	1,338	2,297	2,196	2,132
当期純利益	719	1,204	2,189	2,174	1,951
出資総額	2,243	2,260	2,289	2,306	2,333
出資総口数(千口)	4,487	4,521	4,579	4,613	4,667
純資産額	19,278	22,738	24,126	27,590	29,643
総資産額	647,452	645,086	657,519	679,976	691,239
預金積金残高	623,192	617,580	629,055	644,536	655,182
貸出金残高	314,583	307,518	301,889	307,339	308,900
有価証券残高	168,073	186,387	182,386	164,835	171,130
単体自己資本比率(%)	7.49	7.72	8.57	9.00	9.47
出資に対する配当金	88	89	90	91	92
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	10	10	10	10	12
うち常勤役員数(人)	6	6	6	6	8
職員数(人)	542	550	559	563	556
会員数(人)	43,801	43,842	43,950	43,997	44,034

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

# 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	①破綻先債権に該当する貸出金 ..... 51
イ. 事業の組織 ..... 8	②延滞債権に該当する貸出金 ..... 51
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ..... 8	③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 ..... 51
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 ..... 8	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ..... 51
二. 事務所の名称及び所在地 ..... 64	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 61
2. 金庫の主要な事業の内容 ..... 2	二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ..... 50
3. 金庫の主要な事業に関する事項	4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ..... 46
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ..... 35	
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ..... 35	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 ..... 41	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制 ..... 10	
ロ. 法令遵守の体制 ..... 13	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ..... 18	
二. 金融ADR制度への対応 ..... 15	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ..... 36	
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金 ..... 49	
②延滞債権に該当する貸出金 ..... 49	
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金 ..... 49	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ..... 49	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 54	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券 ..... 44	
②金銭の信託 ..... 45	
③第102条第1項第5号に掲げる取引 ..... 46	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 49	
ヘ. 貸出金償却の額 ..... 49	
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ..... 37	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ..... 46	
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 ..... 37	
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ..... 50	
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 ..... 50	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ..... 50	
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ..... 50	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ..... 50	
II. 連結会計年度の開示事項	
(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ..... 61	
(2) 自己資本の構成に関する事項 ..... 61	
(3) 自己資本の充実度に関する事項 ..... 62	
(4) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ..... 63	
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 63	
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ..... 63	
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ..... 63	
(5) 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 63	
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 63	
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 63	
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項 ..... 63	
(9) 金利リスクに関する事項 ..... 63	

## 財務諸表

## 貸借対照表

■資産の部		
科目	平成27年3月末	平成28年3月末
現金	11,964	11,702
預け金	185,867	191,554
コールローン	3,118	67
買入金銭債権	1,014	817
有価証券	164,835	171,130
国債	14,303	13,970
地方債	38,337	40,692
社債	69,981	69,240
株式	292	310
その他の証券	41,921	46,916
貸出金	307,339	308,900
割引手形	3,626	2,933
手形貸付	11,264	12,693
証書貸付	282,547	283,371
当座貸越	9,901	9,900
外国為替	312	239
外国他店預け	260	191
取立外国為替	51	48
その他資産	3,504	4,467
未決済為替貸	173	173
信金中金出資金	2,105	3,155
前払費用	—	0
未収収益	741	643
金融派生商品	45	30
その他の資産	438	464
有形固定資産	6,515	6,739
建物	1,205	1,236
土地	4,696	4,696
リース資産	136	139
その他の有形固定資産	477	667
無形固定資産	88	57
ソフトウェア	88	57
その他の無形固定資産	0	0
債務保証見返	894	914
貸倒引当金	△ 4,584	△ 4,438
一般貸倒引当金	△ 577	△ 837
個別貸倒引当金	△ 4,007	△ 3,600
資産の部合計	680,871	692,154

■負債の部		
科目	平成27年3月末	平成28年3月末
預金積金	644,536	655,182
当座預金	32,288	32,155
普通預金	199,209	205,107
貯蓄預金	407	398
通知預金	472	588
定期預金	395,483	399,006
定期積金	11,206	12,855
その他の預金	5,469	5,070
借入金	3,791	2,187
借入金	3,791	2,187
コールマネー	24	30
その他負債	1,521	1,692
未決済為替借	214	203
未払費用	817	964
給付補填備金	17	23
未払法人税等	11	11
前受収益	80	72
払戻未済金	30	12
払戻未済持分	0	10
金融派生商品	28	67
リース債務	136	139
資産除去債務	71	72
その他の負債	112	115
賞与引当金	336	319
退職給付引当金	605	468
預金払戻引当金	162	138
偶発損失引当金	265	224
繰延税金負債	601	812
再評価に係る繰延税金負債	538	538
債務保証	894	914
負債の部合計	653,280	662,510

■純資産の部		
科目	平成27年3月末	平成28年3月末
出資金	2,306	2,333
普通出資金	2,306	2,333
利益剰余金	21,064	22,925
利益準備金	2,289	2,306
その他利益剰余金	18,775	20,618
特別積立金	15,600	17,600
当期末処分剰余金	3,175	3,018
処分未済持分	△ 1	—
会員勘定合計	23,370	25,259
その他有価証券評価差額金	3,466	3,629
土地再評価差額金	754	754
評価・換算差額等合計	4,220	4,384
純資産の部合計	27,590	29,643
負債及び純資産の部合計	680,871	692,154

## 損益計算書

(単位:千円)		
科目	平成26年度	平成27年度
経常収益	11,733,752	11,185,004
資金運用収益	9,289,828	8,742,379
貸出金利息	6,084,104	5,767,345
預け金利息	742,111	691,924
コールローン利息	5,934	5,369
有価証券利息配当金	2,380,901	2,194,090
その他の受入利息	76,776	83,648
役務取引等収益	1,045,858	1,045,109
受入為替手数料	546,420	541,223
その他の役務収益	499,437	503,885
その他業務収益	846,278	440,675
外国為替売買益	20,070	9,442
国債等債券売却益	787,798	414,368
国債等債券償還益	3,388	193
金融派生商品収益	14,825	—
その他の業務収益	20,197	16,671
その他経常収益	551,787	956,839
償却債権取立益	241,927	505,359
株式等売却益	58,174	287,136
その他の経常収益	251,685	164,344
経常費用	9,537,179	9,052,890
資金調達費用	675,758	708,570
預金利息	656,914	680,100
給付補填備金繰入額	13,611	16,944
借入金利息	3,408	4,611
コールマネー利息	166	85
金利スワップ支払利息	1,620	6,738
その他の支払利息	36	90
役務取引等費用	664,216	664,278
支払為替手数料	190,988	186,659
その他の役務費用	473,228	477,618
その他業務費用	121,800	161,849
国債等債券売却損	—	76,308
国債等債券償還損	118,714	28,542
金融派生商品費用	—	55,268
その他の業務費用	3,086	1,728
経費	7,018,071	6,615,684
人件費	4,149,932	4,026,746
物件費	2,637,588	2,352,680
税金	230,550	236,257
その他経常費用	1,057,332	902,507
貸倒引当金繰入額	350,567	478,487
貸出金償却	571,837	143,306
株式等売却損	3,915	4,086
その他の経常費用	131,012	276,627

(単位:千円)		
科目	平成26年度	平成27年度
経常利益	2,196,573	2,132,114
特別利益	58,718	—
その他の特別利益	58,718	—
特別損失	20,584	14,529
固定資産処分損	12,872	13,506
減損損失	7,712	1,022
税引前当期純利益	2,234,707	2,117,584
法人税、住民税及び事業税	21,930	18,087
法人税等調整額	37,872	147,892
法人税等合計	59,803	165,980
当期純利益	2,174,904	1,951,604
繰越金(当期首残高)	989,206	1,067,079
再評価差額金取崩額	11,149	—
当期末処分剰余金	3,175,260	3,018,683

## 剰余金処分計算書

(単位:千円)		
科目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	3,175,260	3,018,683
剰余金処分額	2,108,181	2,119,189
利益準備金	17,116	27,042
普通出資に対する配当金	91,065	92,147
特別積立金	2,000,000	2,000,000
繰越金(当期末残高)	1,067,079	899,494

## 財務諸表の適正性等の確認

平成26年度及び27年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

平成27年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年6月6日

兵庫信用金庫  
理事長 園田 和彦

## 貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年  
その他 4年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,659,830百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額  |              |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,824,563百万円 |
| 差引額             | △164,732百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成27年3月分)
- |  |         |
|--|---------|
|  | 0.4945% |
|--|---------|

- ③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円

17. 子会社等の株式又は出資金の総額 58百万円

18. 子会社等に対する金銭債権総額 一百万円

19. 子会社等に対する金銭債務総額 93百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 10,960百万円

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,216百万円、延滞債権額は 18,405百万円であり

ます。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 一百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 203百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 19,825百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,933百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産  
有価証券 5,959百万円  
担保資産に対応する債務  
借入金 1,500百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金22,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は12百万円及び敷金は98百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
△1,694百万円

28. 出資1口当たりの純資産額 6,350円82銭

29. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び為替先物予約取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制  
当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

- ①信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は定期的な金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。

定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

- (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。

- (v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成28年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、3,882百万円です。なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックステイニングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、322百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項  
平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	11,702	11,702	—
(2) 預け金(*1)	191,554	191,909	354
(3) 有価証券	170,916	171,357	441
満期保有目的の債券	16,055	16,497	441
その他有価証券	154,860	154,860	—
(4) 貸出金	308,900		
貸倒引当金(*2)	△4,321		
	304,578	305,578	999
金融資産計	678,751	680,548	1,796
(1) 預金積金	655,182	656,233	1,051
金融負債計	655,182	656,233	1,051
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(40)	(40)	—
デリバティブ取引計	(36)	(36)	—

(\*1) 預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
(\*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができるとしてあります。

- (2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31. から33. に記載しております。

- (3) 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債  
 (1) 預金積金  
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3か月以内)のもの及び変動金利型のもの、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引  
 デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替先物)であり、割引現在価値等により算出した価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	48
非上場株式(*1)	155
信金中央金庫出資金(*1)	3,155
合 計	3,369

(\*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	115,403	68,000	—	—
有価証券(*2)	15,049	61,332	39,975	30,455
満期保有目的の債券	1,030	7,635	5,697	1,662
その他有価証券のうち満期があるもの	14,019	53,697	34,277	28,793
貸出金(*3)	58,123	98,834	64,694	61,283
合 計	188,575	228,166	104,669	91,738

(\*1) 預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。  
 (\*2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。  
 (\*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	551,789	100,616	2,776	—
合 計	551,789	100,616	2,776	—

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、「外国証券」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、32. まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	7,532	7,768	235
社 債	4,858	5,005	147
そ の 他	3,202	3,265	62
小 計	15,592	16,039	445
国 債	—	—	—
地 方 債	564	561	△2
社 債	—	—	—
そ の 他	215	215	—
小 計	779	776	△2
合 計	16,373	16,815	442

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	107,310	103,471	3,839
国 債	13,970	13,745	225
地 方 債	31,799	30,261	1,537
社 債	61,540	59,463	2,077
そ の 他	34,447	32,424	2,023
小 計	141,758	135,895	5,863
株 式	95	99	△3
債 券	3,638	3,645	△6
国 債	—	—	—
地 方 債	796	800	△3
社 債	2,841	2,845	△3
そ の 他	9,368	10,188	△819
小 計	13,101	13,932	△830
合 計	154,860	149,827	5,033

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	100	17	0
債 券	13,238	238	35
国 債	3,507	33	—
地 方 債	3,302	81	—
社 債	6,428	123	35
そ の 他	3,221	445	44
合 計	16,560	701	80

33. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に5,466百万円含まれております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,646百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが12,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金	3,318	—
減価償却超過額	301	—
土地の減損	183	—
賞与引当金	89	—
退職給付引当金	130	—
その他	237	—
繰延税金資産小計	4,260	—
評価性引当額	△3,669	—
繰延税金資産合計	591	—
繰延税金負債	—	1,403
その他有価証券評価差額金	—	1,403
その他	—	0
繰延税金負債合計	—	1,404
繰延税金負債の純額	—	812

### 損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 6,338千円  
子会社との取引による費用総額 149,086千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 421円31銭
- その他の経常収益は、負債計上を中止した預金 68,577千円などであり、その他の経常費用は、債権売却損失164,511千円などであり、
- 減損損失
  - 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用 途	種 類	地 域
遊 休 資 産	その他有形固定資産	加古川市内

②減損損失の認識に至った経緯  
 遊休資産については使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があったためであります。

③減損損失の金額とその内訳  
 その他有形固定資産 1,022千円  
 合計 1,022千円

④減損損失を認識した資産グループの概要とグループングの方法  
 遊休資産は個々の資産グループとして取扱っております。

⑤回収可能価額の算定方法  
 当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

## 主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

### 業務粗利益

	平成26年度	平成27年度
資金運用収支	8,614,070	8,033,809
資金運用収益	9,289,828	8,742,379
資金調達費用	675,758	708,570
役員取引等収支	381,641	380,830
役員取引等収益	1,045,858	1,045,109
役員取引等費用	664,216	664,278
その他業務収支	724,478	278,826
その他業務収益	846,278	440,675
その他業務費用	121,800	161,849
業務粗利益	9,720,190	8,693,466
業務粗利益率	1.46%	1.28%

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 利鞘

	平成26年度	平成27年度
資金運用利回	1.39	1.29
資金調達原価率	1.17	1.10
総資金利鞘	0.22	0.19

### 受取・支払利息の増減

	平成26年度			平成27年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	225,284	△ 477,318	△ 252,034	161,071	△ 708,520	△ 547,448
うち貸出金	89,253	△ 257,171	△ 167,917	△ 11,894	△ 304,864	△ 316,758
うち預け金	96,342	△ 67,141	29,200	82,702	△ 132,889	△ 50,186
うち有価証券	△ 147,455	38,189	△ 109,266	△ 158,515	△ 28,296	△ 186,811
支払利息	15,136	△ 931	14,205	11,919	20,892	32,812
うち預金積金	12,951	△ 2,392	10,559	10,483	16,034	26,518
うち借入金	2,389	△ 573	1,815	1,775	△ 572	1,202

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### その他の業務利益の内訳

	平成26年度	平成27年度
その他業務収益		
外国為替売買益	20	9
国債等債券売却益	787	414
国債等債券償還益	3	0
金融派生商品収益	14	—
その他の業務収益	20	16
合 計	846	440
その他業務費用		
国債等債券売却損	—	76
国債等債券償還損	118	28
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	55
その他の業務費用	3	1
合 計	121	161

### 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
資金運用勘定	664,928	677,408	9,289,828	8,742,379	1.39	1.29
うち貸出金	307,319	306,718	6,084,104	5,767,345	1.97	1.88
うち預け金	179,727	204,125	742,111	691,924	0.41	0.33
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	169,668	158,372	2,380,901	2,194,090	1.40	1.38
資金調達勘定	651,832	662,985	675,758	708,570	0.10	0.10
うち預金積金	649,816	659,739	670,526	697,044	0.10	0.10
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,979	3,218	3,408	4,611	0.17	0.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成26年度388百万円、平成27年度522百万円)を控除して表示しております。  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 利益率

	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.32	0.30
総資産当期純利益率	0.32	0.28

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 役員取引の状況

	平成26年度	平成27年度
役員取引等収益		
受入為替手数料	546	541
その他の役員収益	499	503
合 計	1,045	1,045
役員取引等費用		
支払為替手数料	190	186
その他の役員費用	473	477
合 計	664	664

### 経費の内訳

	平成26年度	平成27年度
人件費	4,149	4,026
物件費	2,637	2,352
事務費	1,270	1,197
固定資産費	382	359
事業費	117	113
人事厚生費	44	43
減価償却費	376	363
その他	445	274
税金	230	236
合 計	7,018	6,615

## 預金・貸出金 預金に関する指標

### 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高

#### 預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
流動性預金	242,491	246,270
うち有利息預金	182,810	186,837
定期性預金	404,945	411,357
定期預金	394,342	399,463
うち固定金利定期預金	394,036	399,221
うち変動金利定期預金	305	241
定期積金	10,602	11,894
その他	2,379	2,110
計	649,816	659,739
譲渡性預金	—	—
合計	649,816	659,739

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2.定期性預金=定期預金+定期積金  
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

#### 定期預金残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
定期預金	395,483	399,006
固定金利定期預金	395,212	398,769
変動金利定期預金	256	223
その他	14	14

## 貸出金等に関する指標

### 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高

#### 貸出金平均残高 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
手形貸付	10,133	10,728
証書貸付	283,544	283,274
当座貸越	10,302	9,553
割引手形	3,338	3,161
合計	307,319	306,718

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

#### 貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
当金庫預金積金	4,944	4,491
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	77,057	71,381
その他	143	160
計	82,145	76,033
信用保証協会・信用保険	57,100	59,628
保証	119,849	122,466
信用	48,243	50,772
合計	307,339	308,900

#### 預金科目別平残内訳 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
当座預金	27,909	29,136
普通預金	213,701	216,175
貯蓄預金	424	392
通知預金	455	565
定期預金	394,342	399,463
定期積金	10,602	11,894
別段預金	1,776	1,836
納税預金	68	67
その他預金	534	207
合計	649,816	659,739

#### 預金者別預金残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
個人	520,361	522,456
一般法人	112,687	115,873
金融機関	1,996	1,892
公金	9,491	14,959
合計	644,536	655,182

#### 財形貯蓄残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
財形貯蓄	189	188
財形年金貯蓄	80	76
合計	270	264

### 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高

#### 貸出金残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
貸出金	307,339	308,900
変動金利	161,309	166,363
固定金利	146,029	142,537

#### 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
消費者ローン	7,506	7,296
住宅ローン	70,685	70,200
合計	78,192	77,497

#### 債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
当金庫預金積金	21	0
有価証券	—	—
動産	64	16
不動産	326	287
その他	—	—
計	412	303
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	341	338
信用	140	271
合計	894	914

### 使途別の貸出金残高

#### 貸出金使途別残高 (単位:百万円)

	平成27年3月末		平成28年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	147,134	47.8%	145,450	47.0%
運転資金	160,205	52.1%	163,449	52.9%
合計	307,339	100.0%	308,900	100.0%

### 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

#### 貸出金業種別内訳 (単位:先、百万円)

業種区分	平成27年3月末			平成28年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	639	24,457	7.9%	626	25,064	8.1%
農業、林業	25	440	0.1%	25	367	0.1%
漁業	10	22	0.0%	11	38	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100	0.0%	2	184	0.0%
建設業	1,009	29,666	9.6%	1,009	28,921	9.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	20	488	0.1%	19	427	0.1%
運輸業、郵便業	162	8,900	2.8%	142	8,182	2.6%
卸売業、小売業	839	27,493	8.9%	801	26,998	8.7%
金融業、保険業	24	3,634	1.1%	25	5,028	1.6%
不動産業	713	54,144	17.6%	747	57,725	18.6%
物品賃貸業	6	919	0.2%	7	1,128	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	109	1,418	0.4%	110	1,630	0.5%
宿泊業	12	3,954	1.2%	17	3,696	1.1%
飲食業	324	4,966	1.6%	320	5,052	1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	411	17,395	5.6%	390	16,135	5.2%
教育、学習支援業	24	945	0.3%	21	531	0.1%
医療、福祉	171	9,491	3.0%	186	10,185	3.2%
その他のサービス	210	6,831	2.2%	216	7,324	2.3%
小計	4,709	195,270	63.5%	4,674	198,624	64.3%
地方公共団体	13	31,557	10.2%	13	30,729	9.9%
個人	17,818	80,511	26.1%	16,963	79,546	25.7%
合計	22,540	307,339	100.0%	21,650	308,900	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 預貸率の期末値及び期中平均値

#### 預貸率 (単位:%)

	平成26年度	平成27年度
期末預貸率	47.6	47.1
期中平均預貸率	47.2	46.4

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

#### 代理貸付残高の内訳 (単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
信金中央金庫	547	681
日本政策金融公庫	26	18
独)住宅金融支援機構	8,219	6,970
独)福祉医療機構	1,231	1,046
独)勤労者退職金共済機構	—	—
独)中小基盤整備機構	171	141
合計	10,196	8,859

#### 一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高 (単位:百万円)

一店舗あたり	平成27年3月末		平成28年3月末	
	預金	貸出金	預金	貸出金
	14,323	6,829	14,559	6,864
	(14,440)	(6,829)	(14,660)	(6,815)

(注) ( )内は期中の平均残高により算出したものです。

#### 役員一人あたりの預金残高及び貸出金残高 (単位:百万円)

役員一人あたり	平成27年3月末		平成28年3月末	
	預金	貸出金	預金	貸出金
	1,132	540	1,161	547
	(1,093)	(517)	(1,118)	(519)

(注) ( )内は期中の平均残高により算出したものです。

## 有価証券に関する指標

### 商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

### 有価証券の残存期間別残高

■平成26年度 (単位:百万円)

	平成26年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	174	3,009	5,014	3,989	1,524	591	-	14,303
地方債	3,088	6,012	7,999	4,634	7,895	8,707	-	38,337
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6,320	15,762	12,668	13,576	16,241	5,412	-	69,981
株式	-	-	-	-	-	-	115	115
外国証券	1,603	10,581	3,037	2,525	832	6,171	-	24,752
その他の証券	688	1,019	2,889	1,317	7,059	652	4,057	17,683

■平成27年度 (単位:百万円)

	平成27年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	1,001	3,016	6,018	-	1,045	2,889	-	13,970
地方債	3,186	6,184	7,866	5,560	7,268	10,626	-	40,692
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6,324	14,862	13,748	13,514	12,232	8,556	-	69,240
株式	-	-	-	-	-	-	95	95
外国証券	4,717	7,835	3,212	1,342	500	10,968	-	28,575
その他の証券	14	1,827	1,669	100	8,401	185	6,460	18,657

### 有価証券の種類別の平均残高

■有価証券平均残高 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
	国債	14,326
地方債	40,435	36,520
短期社債	-	-
社債	74,268	64,876
株式	281	275
外国証券	25,486	27,286
その他の証券	14,870	16,672
合計	169,668	158,372

### 預証率の期末値及び期中平均値

■預証率 (単位:%)

	平成26年度	平成27年度
	期末預証率	25.57
期中平均預証率	26.11	24.01

- (注) 1.  $\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 有価証券

### 売買目的有価証券

該当する取引はございません。

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	8,341	8,521	179	7,532	7,768	235
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,558	5,676	118	4,858	5,005	147
	その他	2,476	2,533	56	3,202	3,265	62
	小計	16,376	16,730	354	15,593	16,039	445
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	106	106	△0	564	561	△2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	12	12	△0	-	-	-
	その他	238	238	-	215	215	-
	小計	358	357	△0	779	776	△2
合計		16,734	17,087	353	16,373	16,815	442

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

### その他有価証券

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	95	79	16	-	-	-
	債券	96,531	93,826	2,705	107,310	103,471	3,839
	国債	7,823	7,727	96	13,970	13,745	225
	地方債	29,393	28,405	987	31,799	30,261	1,537
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	59,315	57,694	1,620	61,540	59,463	2,077
	その他	31,872	29,496	2,376	34,447	32,424	2,023
	小計	128,500	123,401	5,098	141,758	135,895	5,863
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19	21	△1	95	99	△3
	債券	12,070	12,123	△53	3,638	3,645	△6
	国債	6,479	6,498	△18	-	-	-
	地方債	495	496	△1	796	800	△3
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,095	5,129	△34	2,841	2,845	△3
	その他	7,849	8,086	△237	9,368	10,188	△819
	小計	19,939	20,231	△292	13,101	13,932	△830
合計		148,439	143,633	4,805	154,860	149,827	5,033

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
子会社・子法人等株式	10	10	10	10
関連法人等株式	48	48	48	48
非上場株式	118	155	118	155
組合出資金	2,105	3,155	2,105	3,155
その他の証券	500	500	500	500
合計	2,782	3,869	2,782	3,869

### 公共債引受額

	平成26年度		平成27年度	
	引受額	時価	引受額	時価
地方債	30	30	30	30
政府保証債	442	305	442	305
合計	472	335	472	335

### 公共債窓口販売実績

	平成26年度	平成27年度
	公共債窓口販売	7

## 金銭の信託

### 運用目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

### その他の金銭の信託

該当する取引はございません。

### 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

## デリバティブ取引

### 金利関連取引

(単位:百万円)

		平成26年度				平成27年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,189	1,189	1,204	14	1,145	1,133	1,104	△ 40
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>				<b>1,204</b>	<b>14</b>			<b>1,104</b>	<b>△ 40</b>

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
2. 時価の算定  
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### 通貨関連取引

(単位:百万円)

		平成26年度				平成27年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店頭	為替予約								
	売 建	362	158	389	△ 27	504	383	488	15
	買 建	360	157	390	30	495	381	483	△ 11
	<b>合 計</b>			<b>779</b>	<b>3</b>			<b>971</b>	<b>3</b>

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### 株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

## 報酬体系について

### 単体

1. 対象役員  
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。  
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	205

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」186百万円、「賞与」19百万円となっております。  
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。  
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。  
なお、平成27年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。  
3. 平成27年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

### 連結

1. 対象役員  
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。  
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	205

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」186百万円、「賞与」19百万円となっております。  
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。  
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。  
なお、平成27年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
なお、平成27年度においては、該当する会社はありませんでした。  
3. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。  
4. 平成27年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## その他の経営指標

### 内国為替取扱高

(単位:百万円)

		平成26年度		平成27年度	
		金 額		金 額	
振込・送金	仕 向 為 替	632,465		659,430	
	被 仕 向 為 替	762,942		791,292	
代金取立	仕 向 為 替	21,199		20,048	
	被 仕 向 為 替	10,913		9,377	

### 外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

		平成26年度		平成27年度	
		金 額		金 額	
輸 出		12,857		14,668	
輸 入		60,980		30,858	
買 易 外		43,132		18,741	
<b>合 計</b>		<b>116,970</b>		<b>64,267</b>	

### 外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	平成27年3月末	平成28年3月末
外 貨 建 資 産 残 高	3,660	2,790

### 会員数・出資金・配当率

(単位:人、百万円)

	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
会 員 数	43,801	43,842	43,950	43,997	44,034
出 資 金	2,243	2,260	2,289	2,306	2,333
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

### 職員数

(単位:人)

	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末
男性	358	357	369	373	362
女性	184	193	190	190	194
<b>職員総数</b>	<b>542</b>	<b>550</b>	<b>559</b>	<b>563</b>	<b>556</b>

### 自動機設置状況

(単位:台)

	平成27年3月末	平成28年3月末
店 内 A T M	94	94
店 外 A T M	22	23
<b>合 計</b>	<b>116</b>	<b>117</b>

## 不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券及び仮払金です。

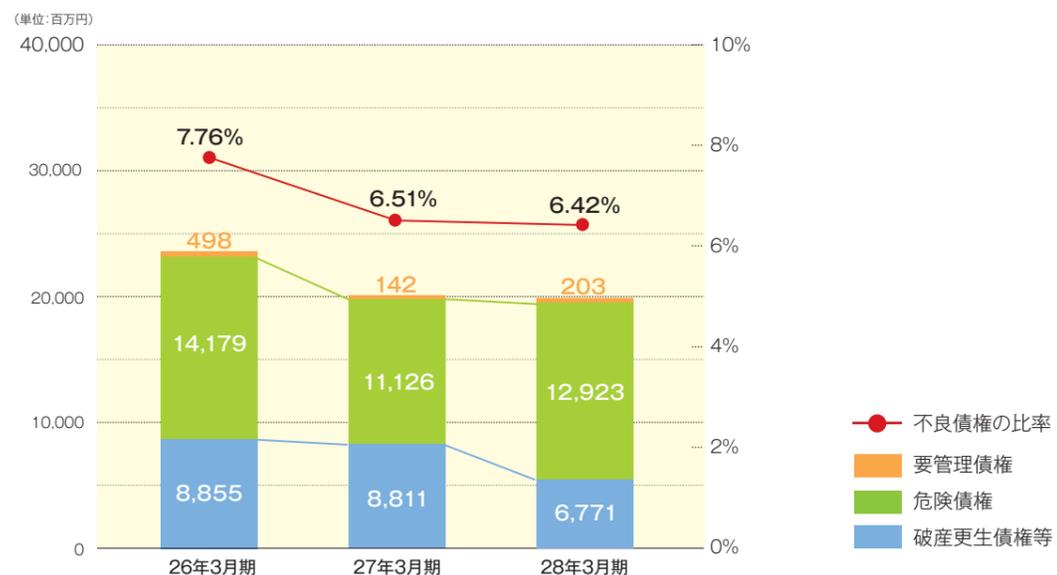
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先、実質破綻先の債権)危険債権(破綻懸念先の債権)要管理債権(要注意先のうち、元本又は利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権)の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は295億円に上っており、健全性については問題ありません。



## 金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券及び仮払金です。

区分	開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成27年3月末	20,081	19,237	3,953	95.79	82.41
	平成28年3月末	19,898	18,677	3,576	93.86	74.55
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年3月末	8,811	8,811	1,640	100.00	100.00
	平成28年3月末	6,771	6,771	1,247	100.00	100.00
危険債権	平成27年3月末	11,126	10,352	2,283	93.03	74.67
	平成28年3月末	12,923	11,800	2,283	91.31	67.03
要管理債権	平成27年3月末	142	73	29	51.68	29.70
	平成28年3月末	203	105	46	51.81	32.13
正常債権	平成27年3月末	288,401	—	—	—	—
	平成28年3月末	290,116	—	—	—	—
合計	平成27年3月末	308,483	—	—	—	—
	平成28年3月末	310,015	—	—	—	—

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。  
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。  
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。  
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。  
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
6.「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

## リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。

区分	開示額 (a)	担保・保証等による回収見込額 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (%) (b+c)/(a)	引当率 (%) (c)/(a-b)	
破綻先債権	平成27年3月末	1,284	1,143	140	100.00	100.00
	平成28年3月末	1,216	1,157	59	100.00	100.00
延滞債権	平成27年3月末	18,543	14,053	3,719	95.84	82.83
	平成28年3月末	18,405	13,863	3,425	93.93	75.40
3ヵ月以上延滞債権	平成27年3月末	—	—	—	—	—
	平成28年3月末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成27年3月末	142	44	29	51.68	29.70
	平成28年3月末	203	58	46	51.81	32.13
合計	平成27年3月末	19,970	15,242	3,888	95.79	82.24
	平成28年3月末	19,825	15,079	3,530	93.87	74.40

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。  
①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者  
③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者  
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者  
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。  
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金  
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。  
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。  
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。  
6.「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しております。  
8.保全率はリスク管理債権ごとの開示額に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。  
保全率=(担保・保証等による回収見込額+貸倒引当金)÷開示額  
9.引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に対し、貸倒引当金を引当てている割合です。  
引当率=貸倒引当金÷(開示額-担保・保証等による回収見込額)

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳	平成27年3月末		期中増加額		平成28年3月末		期中増加額	
	金額	変動	金額	変動	金額	変動	金額	変動
一般貸倒引当金	577	77	837	260				
個別貸倒引当金	4,007	△987	3,600	△406				
合計	4,584	△910	4,438	△146				

## 貸出金償却の額

貸出金償却額	平成26年度		平成27年度	
	金額	変動	金額	変動
貸出金償却額	571	143		
個別貸倒引当金繰入額	273	218		
合計	845	361		



## 子会社等に関する事項

### 当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社と関連法人等2社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

兵庫信用金庫	
国内	本店ほか支店35店舗 出張所9店舗
子会社1社	兵信ビジネスサービス株式会社(金融機関事務集中業務受託他)
関連法人等2社	兵信リース株式会社(リース業務) 株式会社信金西日本ソリューションセンター (金融機関業務データ処理受託他)

### 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	—%
兵信リース株式会社	姫路市東延末3丁目3番の1	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	36.0%	—%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	—%

### 当金庫グループの事業の概況(連結)

預金については、地区管理や顧客管理の強化施策実施や、法人預金の獲得推進により期末残高で前連結会計年度比10,651百万円、1.65%増加し、655,119百万円となりました。一方、貸出金については、収益力強化の最重要課題として積極的に推進した結果、期末残高では前連結会計年度比1,560百万円、0.50%増加し、308,900百万円となりました。収支面では、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、市場金利の低下を背景とした有価

証券利息配当金の減少が大きく、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比224百万円、10.31%減少し、1,955百万円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.47ポイント改善し9.50%となりました。これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

### 5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	12,431	11,491	12,067	11,729	11,180
連結経常利益	952	1,356	2,306	2,204	2,137
親会社株主に帰属する当期純利益	724	1,219	2,197	2,180	1,955
連結純資産額	19,340	22,816	24,212	27,682	29,739
連結総資産額	647,470	645,117	657,559	680,019	691,287
連結自己資本比率(%)	7.52	7.75	8.60	9.03	9.50

(注)1.連結総額資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

2.企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

### 連結貸借対照表

科目	(単位:百万円)	
	平成27年3月末	平成28年3月末
現金及び預け金	197,831	203,257
買入手形及びコールローン	3,118	67
買入金銭債権	1,014	817
有価証券	164,872	171,172
貸出金	307,339	308,900
外国為替	312	239
その他資産	3,504	4,467
有形固定資産	6,522	6,744
建物	1,206	1,237
土地	4,696	4,696
リース資産	136	139
その他の有形固定資産	483	672
無形固定資産	88	58
ソフトウェア	88	57
その他の無形固定資産	0	0
債務保証見返	894	914
貸倒引当金	△4,584	△4,438
資産の部合計	680,914	692,202

科目	(単位:百万円)	
	平成27年3月末	平成28年3月末
預金積金	644,468	655,119
借入金	3,791	2,187
売渡手形及びコールマネー	24	30
その他負債	1,533	1,699
賞与引当金	345	328
退職給付に係る負債	605	468
預金払戻引当金	162	138
偶発損失引当金	265	224
繰延税金負債	601	812
再評価に係る繰延税金負債	538	538
債務保証	894	914
負債の部合計	653,232	662,463

科目	(単位:百万円)	
	平成27年3月末	平成28年3月末
出資金	2,306	2,333
利益剰余金	21,156	23,020
処分未済持分	△1	△0
会員勘定合計	23,461	25,354
その他の有価証券評価差額金	3,466	3,629
土地再評価差額金	754	754
評価・換算差額等合計	4,220	4,384
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	27,682	29,739
負債及び純資産の部合計	680,914	692,202

### 連結損益計算書

科目	(単位:千円)	
	平成26年度	平成27年度
経常収益	11,729,073	11,180,064
資金運用収益	9,287,472	8,736,023
貸出金利息	6,084,104	5,767,345
預け金利息	742,111	691,924
買入手形利息及びコールローン利息	5,934	5,369
有価証券利息配当金	2,378,545	2,187,734
その他の受入利息	76,776	83,648
役員取引等収益	1,039,820	1,039,071
その他業務収益	845,978	440,375
その他経常収益	555,802	964,593
償却債権取立益	241,927	505,359
その他の経常収益	313,875	459,234
経常費用	9,524,621	9,042,848
資金調達費用	675,744	708,558
預金利息	656,901	680,087
給付補填備金繰入額	13,611	16,944
借入金利息	3,408	4,611
売渡手形利息及びコールマネー利息	166	85
その他の支払利息	1,657	6,829
役員取引等費用	664,216	664,278
その他業務費用	121,800	161,849
経常費用	7,005,078	6,605,457
その他経常費用	1,057,781	902,704
貸倒引当金繰入額	350,567	478,487
その他の経常費用	707,214	424,217
経常利益	2,204,452	2,137,216
特別利益	58,718	—
その他の特別利益	58,718	—
特別損失	20,592	14,529
固定資産処分損	12,879	13,506
減損損失	7,712	1,022
税金等調整前当期純利益	2,242,578	2,122,686
法人税、住民税及び事業税	24,509	19,420
法人税等調整額	37,872	147,892
法人税等合計	62,382	167,313
当期純利益	2,180,196	1,955,373
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,180,196	1,955,373

### 連結剰余金計算書

科目	(単位:千円)	
	平成26年度	平成27年度
利益剰余金期首残高	19,055,644	21,156,455
利益剰余金増加高	2,191,345	1,955,373
親会社株主に帰属する当期純利益	2,180,196	1,955,373
土地再評価差額金取崩額	11,149	—
利益剰余金減少高	90,534	91,061
配当金	90,534	91,061
利益剰余金期末残高	21,156,455	23,020,767

### 連結リスク管理債権の状況

科目	(単位:百万円)	
	平成27年3月末	平成28年3月末
破綻先債権	1,284	1,216
延滞債権	18,543	18,405
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	142	203
合計	19,970	19,825

(注) リスク管理債権は、兵庫信用金庫の決算におけるものと同額です。49ページのリスク管理債権と保全・引当状況をご参照ください。

### 事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

### 連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	10年~50年
その他	4年~20年

 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存償却については、零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に照り、次のとおり計上しております。破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,780百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
 

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 

①制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)	
年金資産の額	1,659,830百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,824,563百万円
差引額	△164,732百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(平成27年3月分)	0.5101%
③補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金100百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。	
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1百万円
16. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く)100百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 10,966百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,216百万円、延滞債権額は18,405百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 一百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は203百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,825百万円であります。なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,933百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,959百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	1,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金22,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は12百万円及び敷金は98百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線図に基づいて、(実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
△1,694百万円

26. 出資1口当たりの純資産額 6.371円48銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券・投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引、為替先物予約取引があります。

当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部を配置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。

リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理  
当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当金庫グループは定期的な金利の変動リスクの評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。

定期的な企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理  
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成28年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、3,882百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、322百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項  
平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(単位:百万円)		
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(*1)	203,257	203,612	354
(2) 有価証券	170,916	171,357	441
満期保有目的の債券	16,055	16,497	441
その他有価証券	154,860	154,860	—
(3) 貸出金	308,900	—	—
貸倒引当金(*2)	△4,321	—	—
	304,578	305,578	999
金 融 資 産 計	678,752	680,548	1,796
(1) 預金積立	655,119	656,170	1,051
金 融 負 債 計	655,119	656,170	1,051
デリバティブ取引(*3)	3	3	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(40)	(40)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(40)	(40)	—
デリバティブ取引計	(36)	(36)	—

(\*1) 預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
(\*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

(1) 現金及び預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーラブル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私簿債は、残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3か月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。

(3) 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3か月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債  
(1) 預金積立  
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3か月以内)のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引  
デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替先物)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	100
非上場株式(*1)	155
信金中央金庫出資金(*1)	3,155
合 計	3,411

(\*1) 関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(*1)	115,403	68,000	—	—
有価証券(*2)	15,049	61,332	39,975	30,455
満期保有目的の債券	1,030	7,635	5,697	1,662
その他有価証券のうち満期があるもの	14,019	53,697	34,277	28,793
貸出金(*3)	58,123	98,834	64,694	61,283
合 計	188,575	228,166	104,669	91,738

(\*1) 現金及び預け金のうち、現金及び当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。  
(\*2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。  
(\*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 主な有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積立(*1)	551,726	100,616	2,776	—
合 計	551,726	100,616	2,776	—

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	7,532	7,768	235
	社 債	4,858	5,005	147
	そ の 他	3,202	3,265	62
	小 計	15,593	16,039	445
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	564	561	△2
	社 債	—	—	—
	そ の 他	215	215	—
	小 計	779	776	△2
合 計		16,373	16,815	442

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	107,310	103,471	3,839
	国 債	13,970	13,745	225
	地 方 債	31,799	30,261	1,537
	社 債	61,540	59,463	2,077
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	34,447	32,424	2,023
	小 計	141,778	135,895	5,863
	株 式	95	99	△3
	債 券	3,638	3,645	△6
	国 債	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地 方 債	796	800	△3
	社 債	2,841	2,845	△3
	そ の 他	9,368	10,188	△819
	小 計	13,101	13,932	△830
	合 計	154,860	149,827	5,033

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	100	—	0
債 券	13,238	238	35
国 債	3,507	33	—
地 方 債	3,302	81	—
社 債	6,428	123	35
そ の 他	3,221	445	44
合 計	16,560	701	80

31. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に5,466百万円含まれております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,646百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが 12,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
退職給付債務	△2,452
年金資産(時価)	1,808
未積立退職給付債務	△644
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△29
未認識過去勤務費用(債務の減額)	205
連結貸借対照表計上額の純額	△468
退職給付に係る資産	—
退職給付に係る負債	△468

34. 会計方針の変更  
企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成25年9月13日)及び企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を当連結会計年度より適用し、当期利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

連結損益計算書の注記事項

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たり親会社に帰属する当期純利益金額 422円14銭  
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却143,306千円及び債権売却損失164,511千円を含んでおります。  
4. 減損損失

①減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用 途	種 類	地 域
遊 休 資 産	その他有形固定資産	加古川市内

②減損損失の認識に至った経緯  
遊休資産については使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があったためであります。

③減損損失の金額とその内訳  
その他有形固定資産 1,022千円  
合計 1,022千円

④減損損失を認識した資産グループの概要とグルーピングの方法  
遊休資産は個々の資産グループとして取組んでおります。

⑤回収可能価額の算定方法  
当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

## 自己資本の充実の状況について

### 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,333百万円

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は9.47%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、第7次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。あわせて、35ページ「自己資本比率について」も参照ください。

### 信用リスクに関する項目

#### 信用リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ「リスク管理体制」を参照ください。

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないよう、分散に努めております。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（投資信託）関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。尚、オリジネーターにあたる取引はございません。

#### 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

#### 体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品（再証券化商品を含む。以下同じ）への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
  - ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること
- 当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品およびその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員およびリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

### オペレーショナル・リスクに関する項目

#### リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ「リスク管理体制」を参照ください。

### 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っております。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 銀行勘定における金利リスクに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ「リスク管理体制」を参照ください。

#### 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	金利ラダー方式
コ ア 預 金	要求払性預金全般
	①過去5年間の最低残高
	②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高 ③現在残高の50%相当額 以上3つのうち最小の額を上限
満 期	5年以内(平均2.5年)
金利感応資産・負債	預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債並びにオフバランス取引
金利ショック幅	99%タイル値
リスク計測の頻度	月次

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	平成26年度		平成27年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,279		25,167	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,306		2,333	
うち、利益剰余金の額	21,064		22,925	
うち、外部流出予定額(△)	91		92	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	842		1,062	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	842		1,062	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	257		229	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,379		26,458	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	51	16	24
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	51	16	24
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	32	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		16	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	24,358		26,442	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	253,568		262,427	
資産(オン・バランス)項目	252,129		259,461	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 5,987		△ 4,513	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	51		24	
うち、繰延税金資産に係るものの額	636		636	
うち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,675		△ 5,175	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	1,312		2,610	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	114		248	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	12		106	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,066		16,711	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	270,634		279,138	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.00%		9.47%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	253,568	10,142	262,427	10,497
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	259,299	10,371	266,504	10,660
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	80	3	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,226	49	1,446	57
地方三公社向け	8	0	3	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,707	1,668	43,236	1,729
法人等向け	79,529	3,181	79,869	3,194
中小企業等向け及び個人向け	60,378	2,415	61,000	2,440
抵当権付住宅ローン	8,827	353	7,786	311
不動産取得等事業向け	30,333	1,213	34,589	1,383
三月以上延滞等	2,946	117	2,349	93
取立未済手形	34	1	34	1
信用保証協会等による保証付	2,533	101	2,624	104
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,358	254	10,455	418
出資等のエクスポージャー	6,358	254	10,455	418
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	25,334	1,013	23,109	924
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,714	348	6,231	249
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,125	285	7,125	285
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	632	25	641	25
上記以外のエクスポージャー	8,863	354	9,110	364
② 証券化エクスポージャー	129	5	80	3
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	687	27	661	26
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,675	△ 267	△ 5,175	△ 207
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	114	4	248	9
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	12	0	106	4
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	17,066	682	16,711	668
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	270,634	10,825	279,138	11,165

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	貨出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券				デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	国内	国外	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
製造業	35,797	36,341	27,286	27,508	8,501	7,800	-	1,000	9	32	365	433
農業、林業	633	557	633	557	-	-	-	-	-	-	1	1
漁業	205	228	205	228	-	-	-	-	-	-	-	9
鉱業、採石業、砂利採取業	121	201	121	201	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	36,141	35,426	35,429	35,026	712	400	-	-	-	-	472	440
電気・ガス・熱供給・水道業	2,942	3,299	42	-	2,899	3,299	-	-	-	-	-	-
情報通信業	566	502	566	502	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13,141	13,722	8,741	8,023	4,399	5,699	-	-	-	-	600	554
卸売業、小売業	33,811	32,290	30,307	29,283	2,701	3,001	800	-	1	5	505	522
金融業、保険業	219,739	225,962	4,220	11,647	15,809	12,405	11,912	10,808	73	548	-	-
不動産業	58,755	61,959	56,654	60,258	2,101	1,701	-	-	-	-	767	487
物品賃貸業	952	1,559	952	1,559	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,308	2,542	2,308	2,542	-	-	-	-	-	-	-	1
宿泊業	3,986	3,723	3,986	3,723	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	6,485	6,441	6,485	6,441	-	-	-	-	-	-	358	324
生活関連サービス業、娯楽業	20,973	19,599	20,273	18,899	700	700	-	-	-	-	144	183
教育、学習支援業	600	400	600	400	-	-	-	-	-	-	562	302
医療、福祉	10,368	10,964	10,368	10,964	-	-	-	-	-	-	514	501
その他のサービス	7,995	7,995	7,995	7,995	-	-	-	-	-	-	7	31
国・地方公共団体等	113,221	115,671	31,557	30,729	80,400	83,872	-	-	-	-	-	-
個人	84,795	83,593	84,795	83,593	-	-	-	-	-	-	405	342
その他	23,332	31,897	1,580	2,019	1,743	1,191	11,500	15,500	179	116	-	-
業種別合計	676,875	695,276	335,111	342,499	119,969	120,071	24,212	27,308	265	703	4,706	4,137
1年以下	95,830	79,878	49,184	45,034	6,906	7,559	1,600	4,700	20	17	-	-
1年超3年以下	95,741	103,015	24,441	22,771	19,866	19,488	10,400	7,709	32	45	-	-
3年超5年以下	72,336	75,759	39,924	46,293	23,397	24,366	3,014	3,100	-	-	-	-
5年超7年以下	56,626	50,098	33,433	32,282	19,292	15,517	2,400	1,298	-	-	-	-
7年超10年以下	101,921	96,178	36,006	32,604	24,216	18,666	798	500	-	507	-	-
10年超	154,301	173,812	110,912	116,738	26,289	34,473	6,000	10,000	-	-	-	-
期間の定めのないもの	100,116	116,533	41,208	46,775	-	-	-	-	212	133	-	-
残存期間別合計	676,875	695,276	335,111	342,499	119,969	120,071	24,212	27,308	265	703	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページを参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		平成26年度	平成27年度
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
製造業	120	144	△ 38	24	10	43
農業、林業	10	9	5	△ 0	-	-
漁業	6	3	6	△ 2	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	264	352	△ 100	88	64	31
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,457	1,612	△ 37	155	8	33
卸売業、小売業	392	222	61	△ 169	141	11
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	667	520	△ 606	△ 147	188	16
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5	7	0	2	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	78	78	△ 11	0	-	2
生活関連サービス業、娯楽業	65	60	△ 40	△ 5	26	1
教育、学習支援業	255	9	5	△ 246	-	0
医療、福祉	167	170	△ 169	2	132	-
その他のサービス	68	53	△ 21	△ 14	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	362	284	△ 41	△ 78	-	2
その他	82	70	0	△ 12	-	-
業種別合計	4,007	3,600	△ 987	△ 406	572	143

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとの

エクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	129,998	-	133,193
10%	-	56,282	-	57,543
20%	9,282	214,500	10,564	222,491
35%	-	25,221	-	22,246
50%	17,665	7,754	16,154	10,265
75%	-	82,947	-	81,489
100%	7,870	124,352	6,962	133,523
150%	-	997	-	842
250%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
合計	34,818	642,056	33,681	661,594

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		11,560	10,586	8,430	11,087	-	-

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	平成26年度	平成27年度
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	14	-
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差引いた額	14	-

派生商品取引合計	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
派生商品取引合計	265	703	265	703
外国為替関連取引	207	167	207	167
金利関連取引	32	524	32	524
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	24	11	24	11
貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	265	703	265	703

※グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っています。

証券化エクスポージャーに関する事項(オリジネーターの場合・再証券化エクスポージャーを含む)

原資産の合計額等

該当する取引はございません。

リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

三月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

該当する取引はございません。

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

当期に証券化を行なったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はございません。

**証券化エクスポージャーに関する事項(投資家の場合・再証券化エクスポージャーを含む)**

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
証券化エクスポージャーの額	649		402	
金銭信託	-		-	
住宅ローン	649		402	

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成26年度		平成27年度		平成26年度		平成27年度	
	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引
20%	649	-	402	-	5	-	3	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はございません。

再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

**出資等エクスポージャーに関する事項**

貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

区分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	3,680	3,680	6,746	6,746
非上場株式等	2,282	-	3,369	-
合計	5,963	3,680	10,116	6,746

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却益	58	287
売却損	3	4
償却	-	-

貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	338	△43

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	-	-

**金利リスクに関する事項**

(単位:百万円)

	A.金利リスク		B.自己資本の額		比率(A/B)
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成26年度	1,201	24,358	4.931%	
	平成27年度	1,383	26,442	5.230%	

区分	運用勘定		調達勘定	
	金利リスク量		金利リスク量	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
貸出金	615	566	296	150
有価証券等	1,094	1,159	324	284
預け金	143	122	4	4
その他	0	0	-	-
運用勘定合計	1,852	1,848	624	439
金融派生商品 (金利受取サイト)	0	0	27	26

(注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。  
2.「パーセンタイル値」とは、保有期間1年、観測期間5年で計測された金利変動の日次データ(1,200個)より、各金利期間毎に金利変化幅を昇順に並び替えし、上から12番目を1%タイル値、下から12番目を99%タイル値といえます。  
3.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の要求払預金の50%相当額を0~5年の期間に均等に割振り(平均2.5年)リスク量を算定しています。

**連結会計年度の開示事項**

その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

**自己資本の構成に関する事項**

連結自己資本比率 (単位:百万円)

項目	平成26年度		平成27年度	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,370		25,262	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,306		2,333	
うち、利益剰余金の額	21,156		23,020	
うち、外部流出予定額(△)	91		92	
うち、上記以外に該当するものの額	△1		△0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	842		1,062	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	842		1,062	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	257		229	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,471		26,553	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	51	16	25
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	51	16	25
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	32	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21		16	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額(イ+ロ) (ハ)	24,450		26,537	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	253,612		262,475	
資産(オン・バランス)項目	252,173		259,510	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,987		△4,513	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	51		25	
うち、繰延税金資産に係るものの額	636		636	
うち、退職給付に係る資産に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,675		△5,175	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	1,312		2,610	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	114		248	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	12		106	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,050		16,692	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	270,662		279,168	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)	9.03%		9.50%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

## 自己資本の充実に関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	253,612	10,144	262,475	10,499
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	259,342	10,373	266,553	10,662
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	80	3	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,226	49	1,446	57
地方三公社向け	8	0	3	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,707	1,668	43,236	1,729
法人等向け	79,529	3,181	79,869	3,194
中小企業等向け及び個人向け	60,378	2,415	61,000	2,440
抵当権付住宅ローン	8,827	353	7,786	311
不動産取得等事業向け	30,333	1,213	34,589	1,383
三月以上延滞等	2,946	117	2,349	93
取立未済手形	34	1	34	1
信用保証協会等による保証付	2,533	101	2,624	104
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,358	254	10,455	418
出資等のエクスポージャー	6,358	254	10,455	418
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	25,377	1,015	23,157	926
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,714	348	6,231	249
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,125	285	7,125	285
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	632	25	641	25
上記以外のエクスポージャー	8,906	356	9,158	366
② 証券化エクスポージャー	129	5	80	3
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	687	27	661	26
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,675	△ 267	△ 5,175	△ 207
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	114	4	248	9
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	12	0	106	4
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	17,050	682	16,692	667
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	270,662	10,826	279,168	11,166

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー		
	エクスポージャー区分		債 券										デリバティブ取引
	平成26年度	平成27年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		国内		国外		平成26年度	平成27年度			
製 造 業	35,797	36,341	27,286	27,508	8,501	7,800	—	1,000	9	32	365	433	
農 業、林 業	633	557	633	557	—	—	—	—	—	—	1	1	
漁 業	205	228	205	228	—	—	—	—	—	—	—	9	
鉱業、採石業、砂利採取業	121	201	121	201	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	36,141	35,426	35,429	35,026	712	400	—	—	—	—	472	440	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,942	3,299	42	—	2,899	3,299	—	—	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	566	502	566	502	—	—	—	—	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	13,141	13,722	8,741	8,023	4,399	5,699	—	—	—	—	600	554	
卸 売 業、小 売 業	33,811	32,290	30,307	29,283	2,701	3,001	800	—	1	5	505	522	
金 融 業、保 険 業	219,739	225,962	4,220	11,647	15,809	12,405	11,912	10,808	73	548	—	—	
不 動 産 業	58,755	61,959	56,654	60,258	2,101	1,701	—	—	—	—	767	487	
物 品 賃 貸 業	952	1,559	952	1,559	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	2,308	2,542	2,308	2,542	—	—	—	—	—	—	—	1	
宿 泊 業	3,986	3,723	3,986	3,723	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲 食 業	6,485	6,441	6,485	6,441	—	—	—	—	—	—	358	324	
生活関連サービス業、娯楽業	20,973	19,599	20,273	18,899	700	700	—	—	—	—	144	183	
教育、学習支援業	600	400	600	400	—	—	—	—	—	—	562	302	
医 療、福 祉	10,368	10,964	10,368	10,964	—	—	—	—	—	—	514	501	
その 他 の サービス	7,995	8,388	7,995	8,388	—	—	—	—	—	—	7	31	
国・地方公共団体等	113,221	115,671	31,557	30,729	80,400	83,872	—	—	—	—	—	—	
個 人	84,795	83,593	84,795	83,593	—	—	—	—	—	—	405	342	
そ の 他	23,376	31,946	1,580	2,019	1,743	1,191	11,500	15,500	179	116	—	—	
<b>業種別合計</b>	<b>676,918</b>	<b>695,324</b>	<b>335,111</b>	<b>342,499</b>	<b>119,969</b>	<b>120,071</b>	<b>24,212</b>	<b>27,308</b>	<b>265</b>	<b>703</b>	<b>4,706</b>	<b>4,137</b>	
1 年 以 下	95,830	79,878	49,184	45,034	6,906	7,559	1,600	4,700	20	17	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	95,741	103,015	24,441	22,771	19,866	19,488	10,400	7,709	32	45	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	72,336	75,759	39,924	46,293	23,397	24,366	3,014	3,100	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	56,626	50,098	33,433	32,282	19,292	15,517	2,400	1,298	—	—	—	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	101,921	96,178	36,006	32,604	24,216	18,666	798	500	—	507	—	—	
1 0 年 以 上	154,301	173,812	110,912	116,738	26,289	34,473	6,000	10,000	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	100,160	116,582	41,208	46,775	—	—	—	—	212	133	—	—	
<b>残存期間別合計</b>	<b>676,918</b>	<b>695,324</b>	<b>335,111</b>	<b>342,499</b>	<b>119,969</b>	<b>120,071</b>	<b>24,212</b>	<b>27,308</b>	<b>265</b>	<b>703</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 当金庫グループは国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページを参照ください。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

58ページを参照ください。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	129,998	—	133,193
10%	—	56,282	—	57,543
20%	9,282	214,500	10,564	222,491
35%	—	25,221	—	22,246
50%	17,665	7,754	16,154	10,265
75%	—	82,947	—	81,489
100%	7,870	124,395	6,962	133,571
150%	—	997	—	842
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>34,818</b>	<b>642,099</b>	<b>33,681</b>	<b>661,642</b>

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 信用リスク削減手法に関する事項

59ページを参照ください。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

59ページを参照ください。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

59-60ページを参照ください。

### 出資等エクスポージャーに関する事項

- 貸借対照表計上額及び時価
  - 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
  - 貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額
  - 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- 60ページを参照ください。

### 金利リスクに関する事項

60ページを参照ください。

# ひょうしんのネットワーク

## 店舗一覧 (平成28年6月末現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	1 本部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	1 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	2 御幸通り出張所	〒670-0927 姫路市駅前町337番地	079(289)2122	8:00~21:00	9:00~19:00
	3 飾磨支店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	4 西飾磨支店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	5 広畑支店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	6 大津出張所	〒671-1131 姫路市大津区天神町二丁目65番地	079(239)8686	8:00~21:00	9:00~19:00
	7 蒲田出張所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	8 網干支店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	9 網干駅支店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	10 白浜支店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	11 妻鹿出張所	〒672-8031 姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	079(246)3141	8:45~21:00	9:00~19:00
	12 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	13 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	14 城西支店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	15 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	16 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	17 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2137番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
18 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—	
神戸市	19 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	20 神戸駅前支店	〒650-0027 神戸市中央区中町通四丁目2番16号	078(341)4805	8:00~21:00	—
	21 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	22 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	23 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	24 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:00~21:00	9:00~19:00
	25 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	26 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	27 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:00~21:00	9:00~19:00
	28 藤原台支店	〒651-1302 神戸市北区藤原台中町一丁目2番2号	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	29 有野出張所	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)1201	8:45~20:00	9:00~19:00
30 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00	
31 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:00~21:00	9:00~19:00	
西宮市	32 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園島町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	33 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	34 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:00~21:00	9:00~19:00
	35 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:00~21:00	9:00~19:00
高砂市	36 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	37 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	38 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	39 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	40 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	41 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	42 太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鶴1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	43 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:00~21:00	9:00~19:00
佐用郡	44 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00
	45 久崎出張所	〒679-5641 佐用郡佐用町久崎248番地の8	0790(88)1155	8:45~21:00	9:00~19:00



## 店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平日	土・日曜日・祝日
イーグレひめじ出張所	イーグレひめじ1階	8:00~20:00	9:00~17:00
大手前出張所	御幸通り商店街	8:45~21:00	9:00~17:00
イオン宮西出張所	イオン宮西ショッピングセンター内	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イトーヨーカドー広畑店出張所	イトーヨーカドー広畑店1階	9:00~20:00	9:00~17:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津1階	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー網干店出張所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
姫路循環器病センター出張所	姫路循環器病センター本館1階玄関ロビー	9:00~18:00	—
ザ・モール出張所	ザ・モール姫路店2階	9:00~20:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープこうべ姫路砥堀店1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープこうべ姫路田寺店1階	8:00~20:00	9:00~17:00
コープ大久保店出張所	コープこうべ大久保店1階	8:45~19:00	9:00~19:00
魚住出張所	明石市役所魚住市民センター南	8:45~19:00	9:00~17:00
アスバ高砂出張所	アスバ高砂1階	9:00~19:00	9:00~17:00
コープデイズ相生出張所	コープデイズ相生店1階	9:30~20:00	9:30~19:00
イオンタウン相生出張所	イオンタウン相生店駐車場内	9:00~20:00	9:00~19:00
赤穂市民病院出張所	赤穂市民病院1階	9:00~17:00	—
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00
コープエコー龍野出張所	コープエコー龍野店1階	9:00~19:00	9:00~17:00
播磨科学公園都市出張所	播磨科学公園都市光都プラザ内	9:00~18:00	9:00~18:00
三日月出張所	佐用町役場三日月支所玄関横	8:45~19:00	9:00~17:00

■ひょうしんホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>